

第2期大口町まち・ひと・しごと 創生総合戦略

令和3年4月

大 口 町

目 次

序. 策定にあたって	1
1. 策定の背景・趣旨	1
2. 対象期間	1
第1部 人口ビジョン	2
第1章 我が国の人口の見通し	2
第2章 大口町の人口の現状分析	3
1. 人口推移に関する分析	3
2. 世帯推移に関する分析	8
3. 自然増減に関する分析	11
4. 社会増減に関する分析	16
5. 人口増減に関する分析	21
6. 産業別就業者数の推移	22
第3章 人口の将来推計と展望	26
1. 推計方法	26
2. 推計結果	27
3. 国・県のビジョンの動向と第7次大口町総合計画における想定	32
4. 目指すべき方向と人口の将来展望	32
第2部 総合戦略	33
第1章 総合戦略の位置づけと推進体制	33
1. 総合戦略と総合計画との関係性	33
2. 国の総合戦略との関係性（新たな2つの視点）	33
3. 総合戦略の推進及び進行管理体制	38
第3章 基本目標と施策体系	39
第4章 基本目標ごとの戦略の基本方向と具体的な施策	40
基本目標1：『若い世代の定住・子育て支援』	40
基本目標2：『健やかな暮らしづくり』	46
基本目標3：『活力ある産業づくり・安定した雇用の創出』	54
横断的目標：Society 5.0の推進による未来技術を活用した地域課題の 改善・解決	58

序。策定にあたって

1. 策定の背景・趣旨

深刻化する日本の人口減少及び地域経済縮小の克服、依然として続く東京一極集中の是正を図るため、国では、2014（平成26）年11月28日に、「まち・ひと・しごと創生法」を公布・施行しました。また、同法に基づき、2014（平成26年）12月27日には、2060年に概ね1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の政策目標・施策等を掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方創生がスタートしました。そして、5か年の取り組みに関する検証等を踏まえ、新たな5か年の政策目標・施策等を掲げた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が2019（令和元）年12月20日に閣議決定されました。「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2020（令和2）年を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性が示され、「将来にわたって『活力ある地域社会』の実現」と「『東京一極集中』の是正」を目指すこととしています。

また、愛知県においても、2015（平成27）年10月には、第1期の「人口ビジョン」及びその実現に向けた「総合戦略」を策定され、その後、2020（令和2）年3月には、将来的に720万人程度の人口を見込むとした第2期の「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定されました。

本町においても、こうした動向を踏まえつつ、2015（平成27）年度を初年度とし、2019（令和元）年度までの5か年を期間とした「大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今日までシティプロモーションや企業誘致等の施策・事業を総合的に取り組んできました。

そして、第7次大口町総合計画の見直し時期及び計画期間と整合を図るため、「大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を2020（令和2）年度の1年間延長し、この度、「第2期大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

2. 対象期間

「人口ビジョン」の対象期間は、長期的な視野に立った展望を行うため、国の長期ビジョンや第2期愛知県人口ビジョンの期間である2060（令和42）年を展望しつつ、本町の人口の最大のボリュームゾーンである団塊ジュニア世代が65歳以上になる時期が2040（令和22）年であることなどを考慮して、本町における対象期間は、2040（令和22）年までとします。

一方、「総合戦略」の対象期間は、第7次大口町総合計画の計画期間と整合性をとるため、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5か年とします。

第1部 人口ビジョン

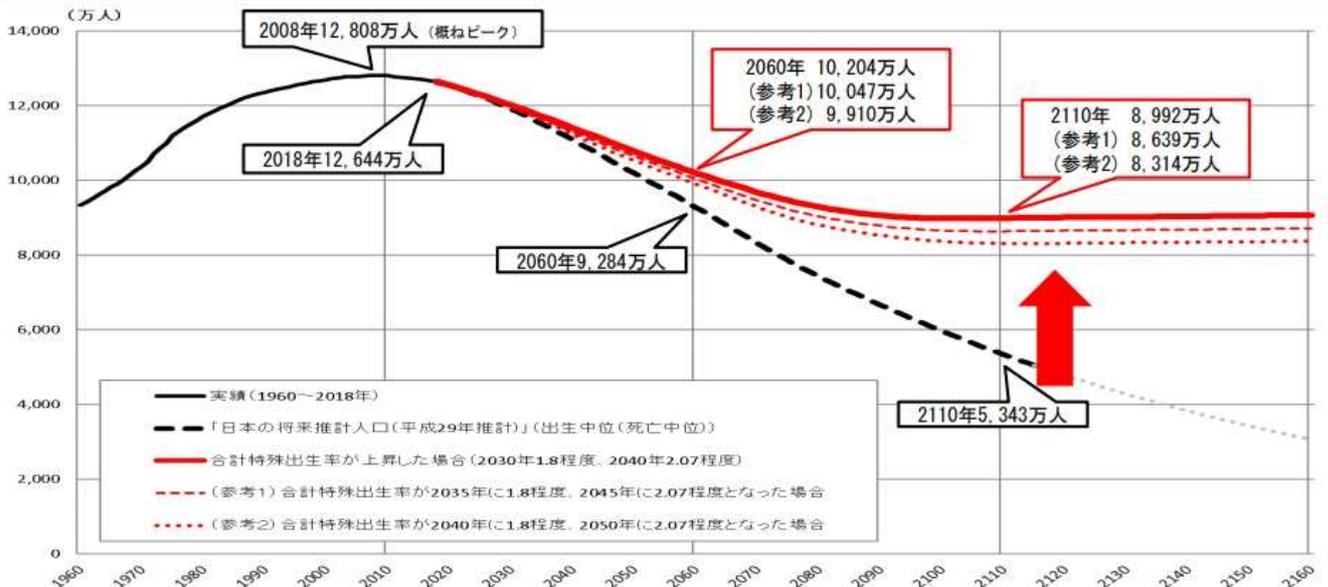
第1章 我が国の人口の見通し

- 日本の人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少し、我が国は人口減少時代へと突入しました。今後は、人口が減少し、2060（令和42）年では9,284万人まで減少すると予測されています。
- なお、仮に、合計特殊出生率が2030（令和12）年に1.8程度、2040（令和22）年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060（令和42）年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で安定的に推移するものと推計されています。
- このような人口の減少、高齢化に伴ってもたらされる地域の経済や社会への影響を考えると、引き続き東京一極集中の人口の流出を防ぎ、逆に地方への特に若い世代の人口流入を図るか、または出生率をいかに早期に改善させるかの対策を講じていく必要があります。

図表1-2-1 我が国の人口推移と長期的な見通し

我が国の人口の推移と長期的な見通し [暫定推計]

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
(注3)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。
(注4)総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正(新たな在留資格の創設等)に伴う外国人の増加は考慮していない。

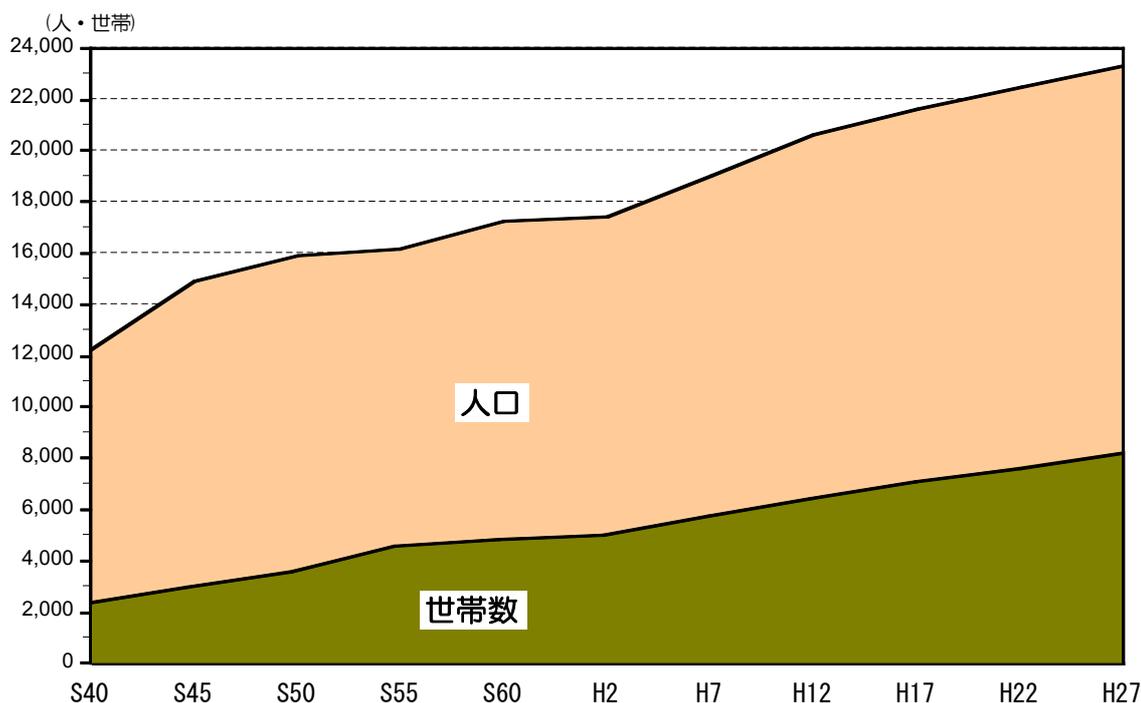
第2章 大口町の人口の現状分析

1. 人口推移に関する分析

(1) 総人口・世帯数の推移

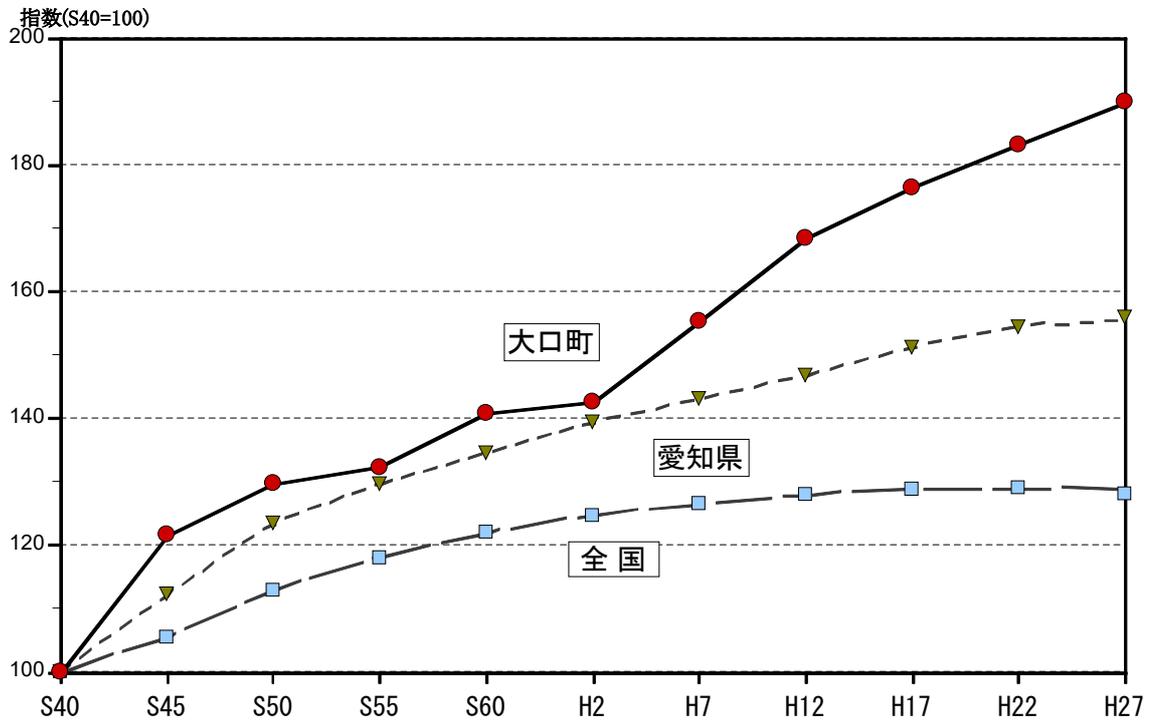
- 本町の人口は、1965（昭和40）年には12,248人でしたが、高度経済成長を背景とした都市圏への人口集中の影響等を受けて急増し、1970（昭和45）年までの5年間で2,650人増加し、14,898人になりました。
- その後も一貫して増加傾向は続き、特に1990（平成2）年から2000（平成12）年にかけては、土地区画整理事業などにより転入者が増えて、年間300人を超えるペースで人口は増加しました。
- 住宅開発に伴い現在も増加傾向は続いており、2015（平成27）年には、23,274人になっています。
- これまで本町における人口の伸び率は、国や愛知県を大幅に上回る形で推移しています。
- 一方、世帯数については、人口を上回る伸び率で推移しており、2015（平成27）年は8,316世帯で、1965（昭和40）年の3.4倍になっています。

図表 1-3-1 総人口・世帯数の推移（国勢調査）



	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口	12,248	14,898	15,894	16,195	17,247	17,464	19,031	20,633	21,602	22,446	23,274
世帯数	2,444	3,067	3,677	4,637	4,958	5,045	5,792	6,490	7,144	7,714	8,316

図表 1-3-2 総人口の推移 (国勢調査)

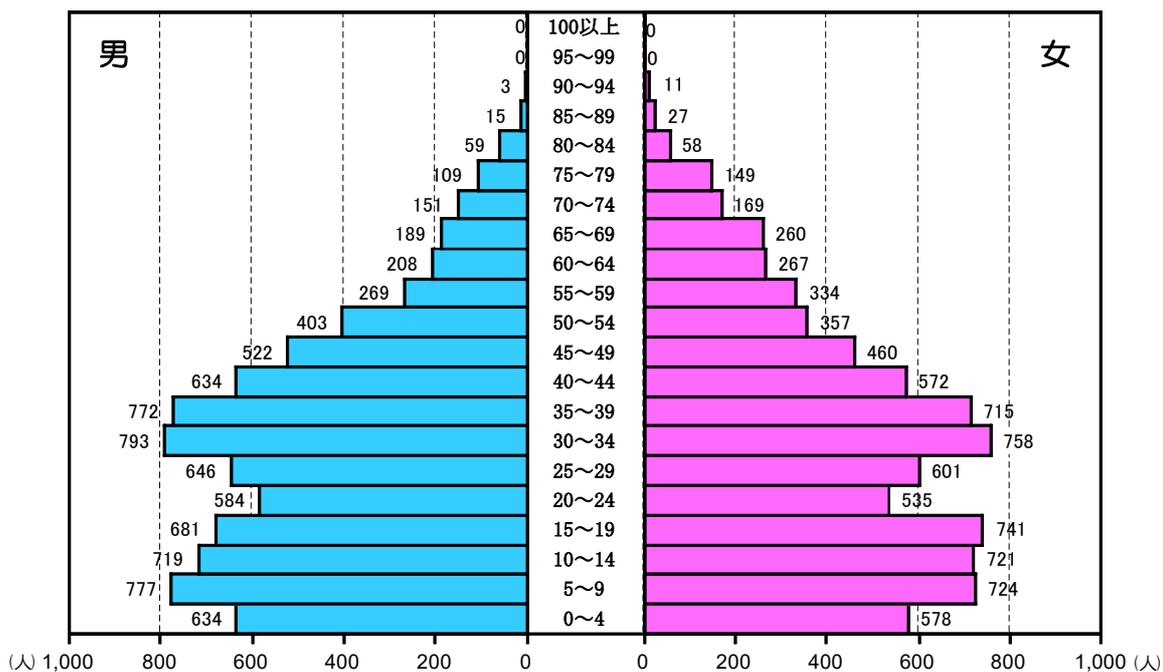


(2) 性別・年齢別人口の推移 (人口ピラミッド)

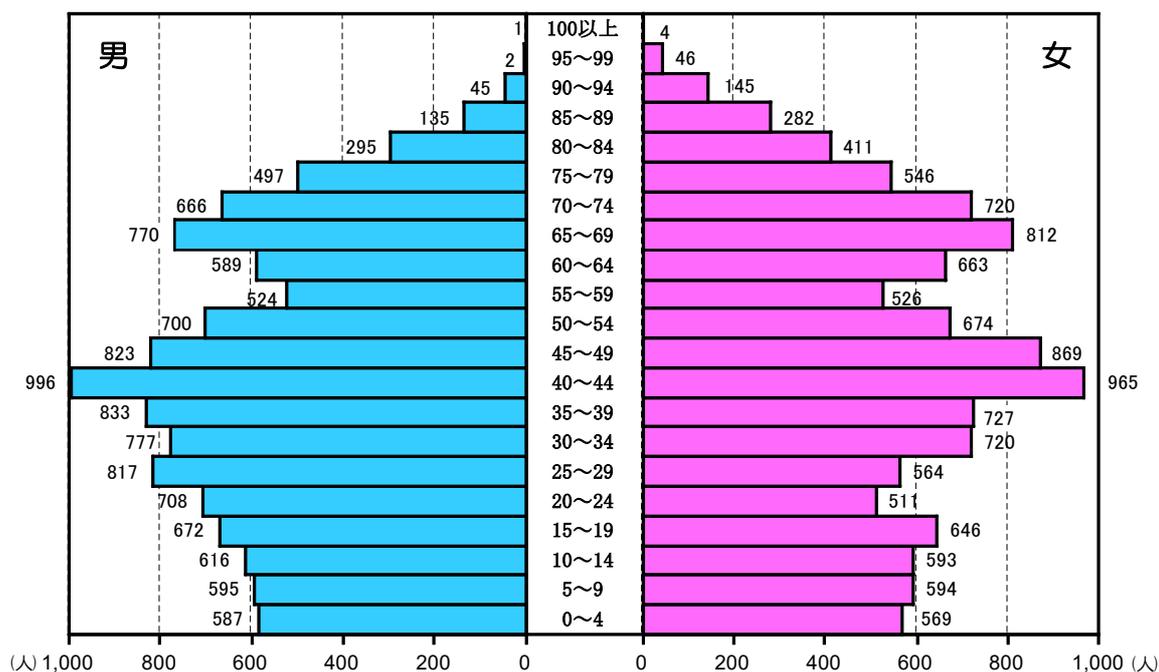
- 1980 (昭和55) 年の国勢調査による人口ピラミッドでは、団塊の世代と団塊ジュニア世代が突出した人口構造になっています。
- その後、少子高齢化が進み、2015 (平成27) 年の人口ピラミッドではいわゆる、つぼ型になりつつあります。

図表 1-3-3 人口ピラミッド・5歳階級 (国勢調査)

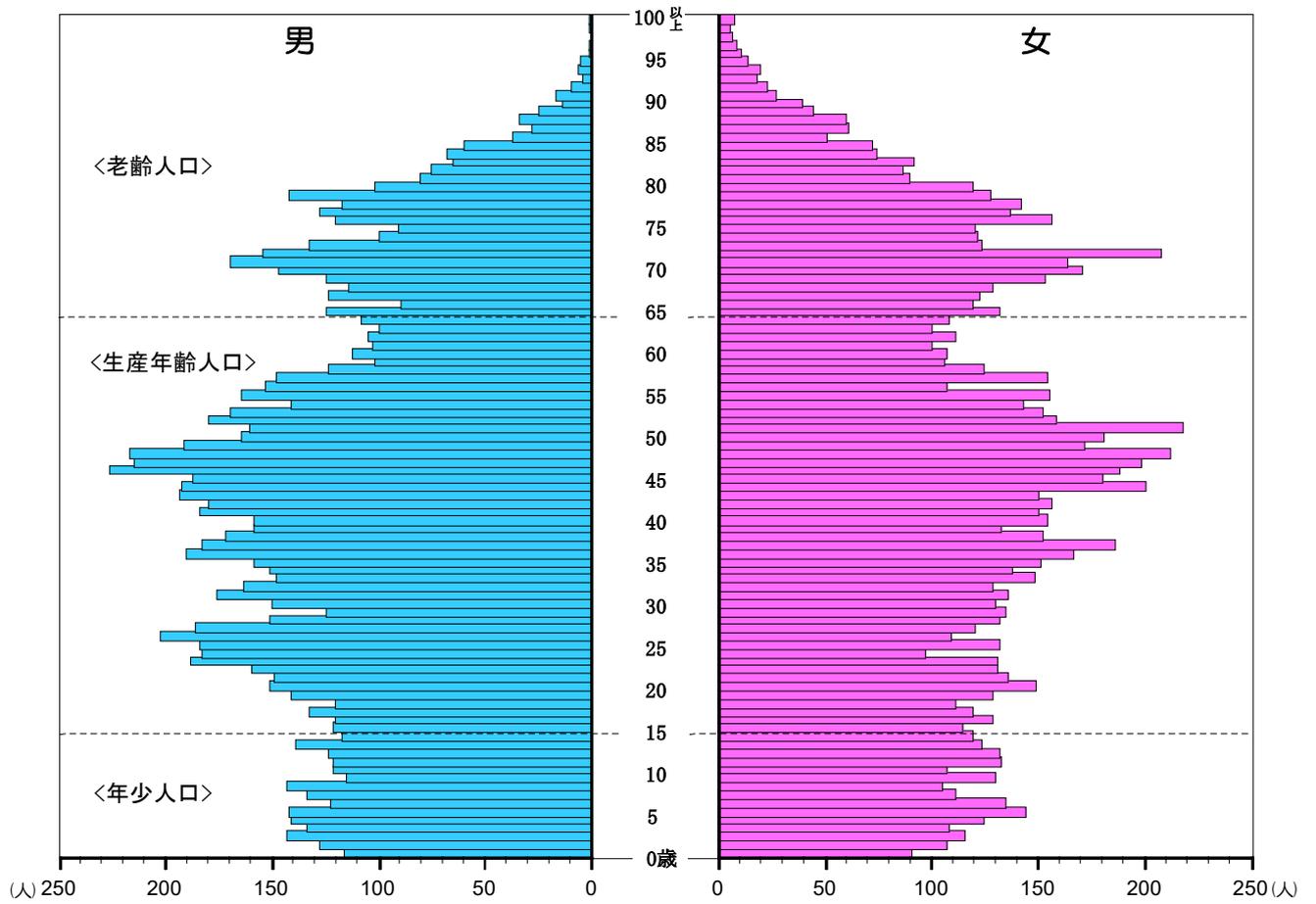
[国勢調査S55]



[国勢調査H27]



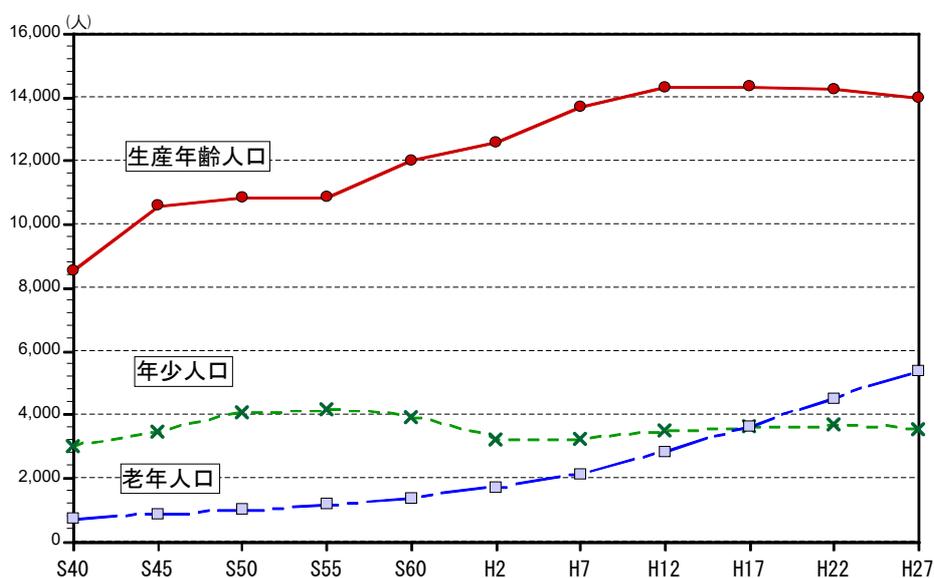
図表 最近の人口ピラミッド・各歳推計人口（大口町HP R2.7.1現在）



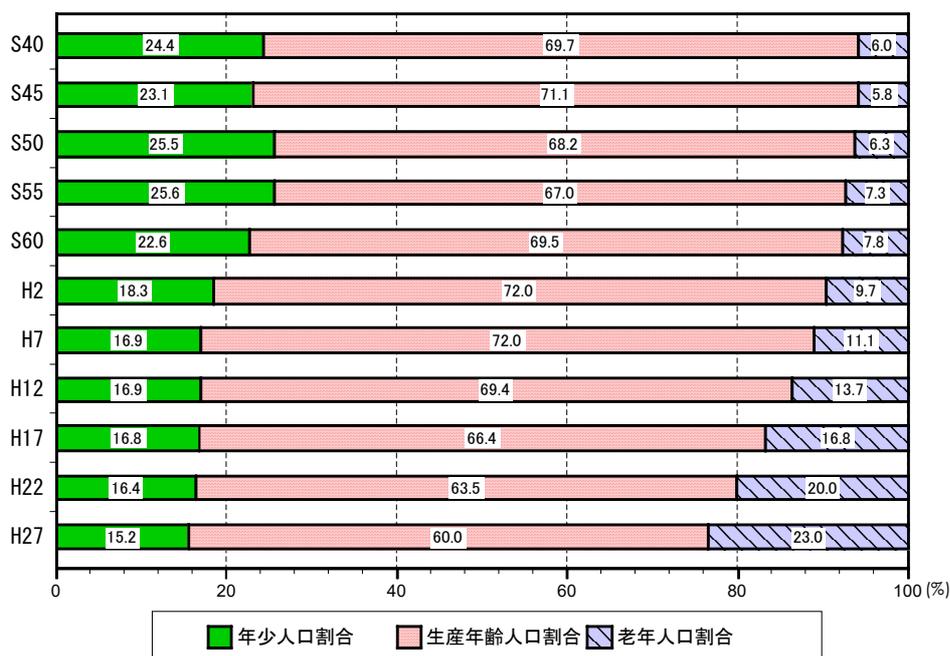
(3) 年齢3区分別の人口推移

- 年少人口は、1980（昭和55）年までは増加し、ピークを迎えました。1985（昭和60）年と1990（平成2）年は減少、その後、2010（平成22）年までは増加傾向が続いたものの、2015（平成27）年は再び減少しています。
- 一方、老年人口は一貫して増加しており、特に1990（平成2）年以降の増加率が高くなっています。また、2010（平成22）年には、老年人口が年少人口を上回る結果になっています。
- 生産年齢人口については、我が国全体の生産年齢人口がピークを迎えた1995（平成7）年よりも10年遅れて2005（平成17）年をピークに2010（平成22）年、2015（平成27）年は減少しています。
- なお、2015（平成27）年では、年少人口割合15.2%、生産年齢人口割合60.0%、老年人口割合23.0%と、少子高齢化が進んでいます。

図表 1-3-5 年齢3区分別人口の推移（国勢調査）



図表 1-3-6 年齢3区分別人口構成の推移（国勢調査）

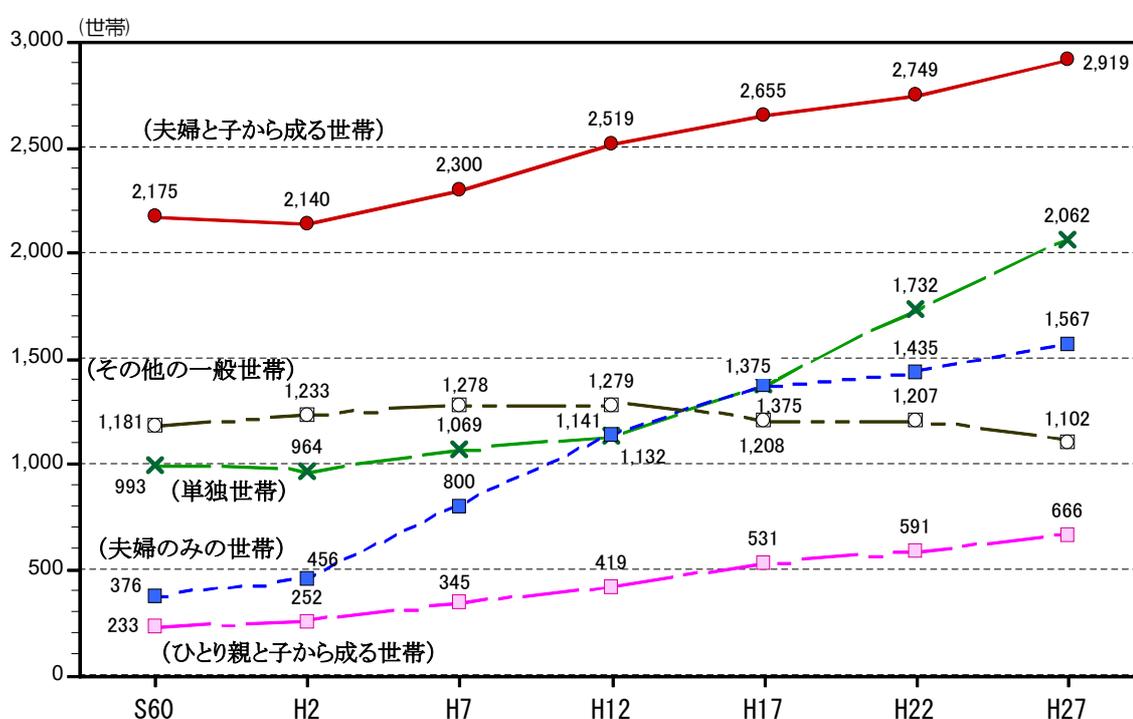


2. 世帯推移に関する分析

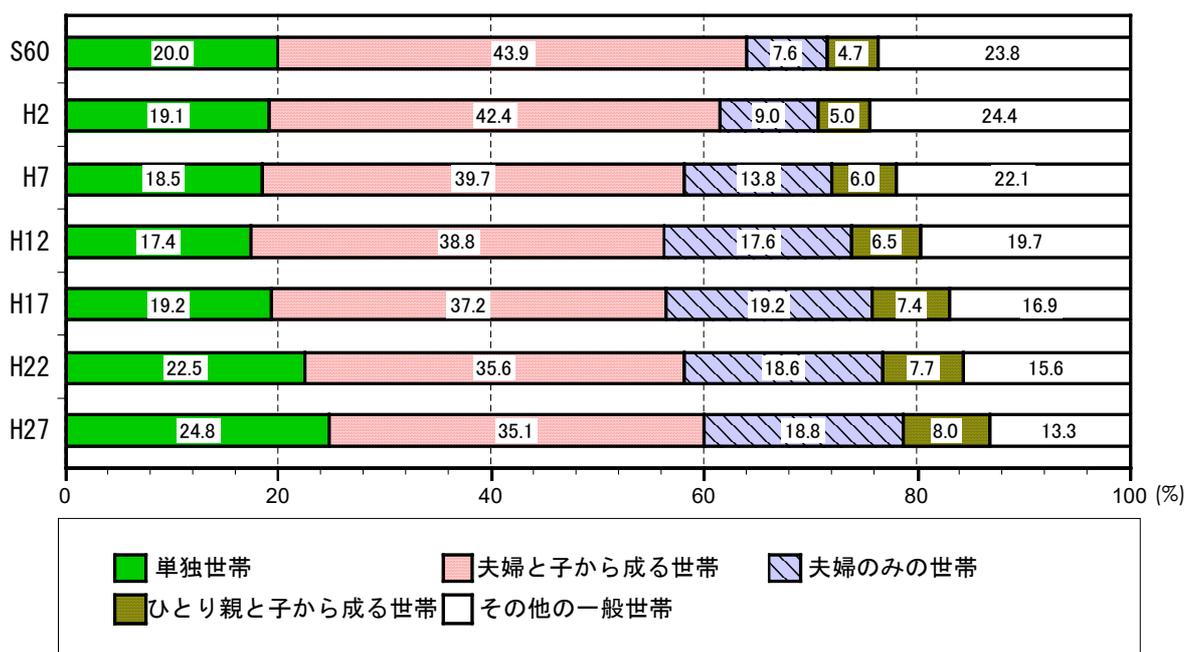
(1) 家族類型別一般世帯数の推移

- 本町における1985（昭和60）年から2015（平成27）年までの家族類型別の世帯数の推移をみると、三世帯同居世帯などの「その他の一般世帯」は、2000（平成12）年をピークに減少基調にあります。
- 一方、「夫婦と子から成る世帯」が1995（平成2）年以降、一貫して増加しており、住宅都市的な傾向が今なおみられます。
- また、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子から成る世帯」も増加傾向にあり、中でも、「単独世帯」については、2000（平成12）年以降に増加傾向が強まり、2015（平成27）年には2,062世帯（24.8%）となり、「夫婦と子から成る世帯」に次いで2番目に多くを占めるに至っています。
- このように、小世帯化が進行しています。

図表 1-2-7 家族類型別一般世帯数の推移（国勢調査）



図表 1-3-8 一般世帯の家族類型比率の推移 (国勢調査)



一般世帯：昭和60年以降の調査では、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯とは、

ア) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

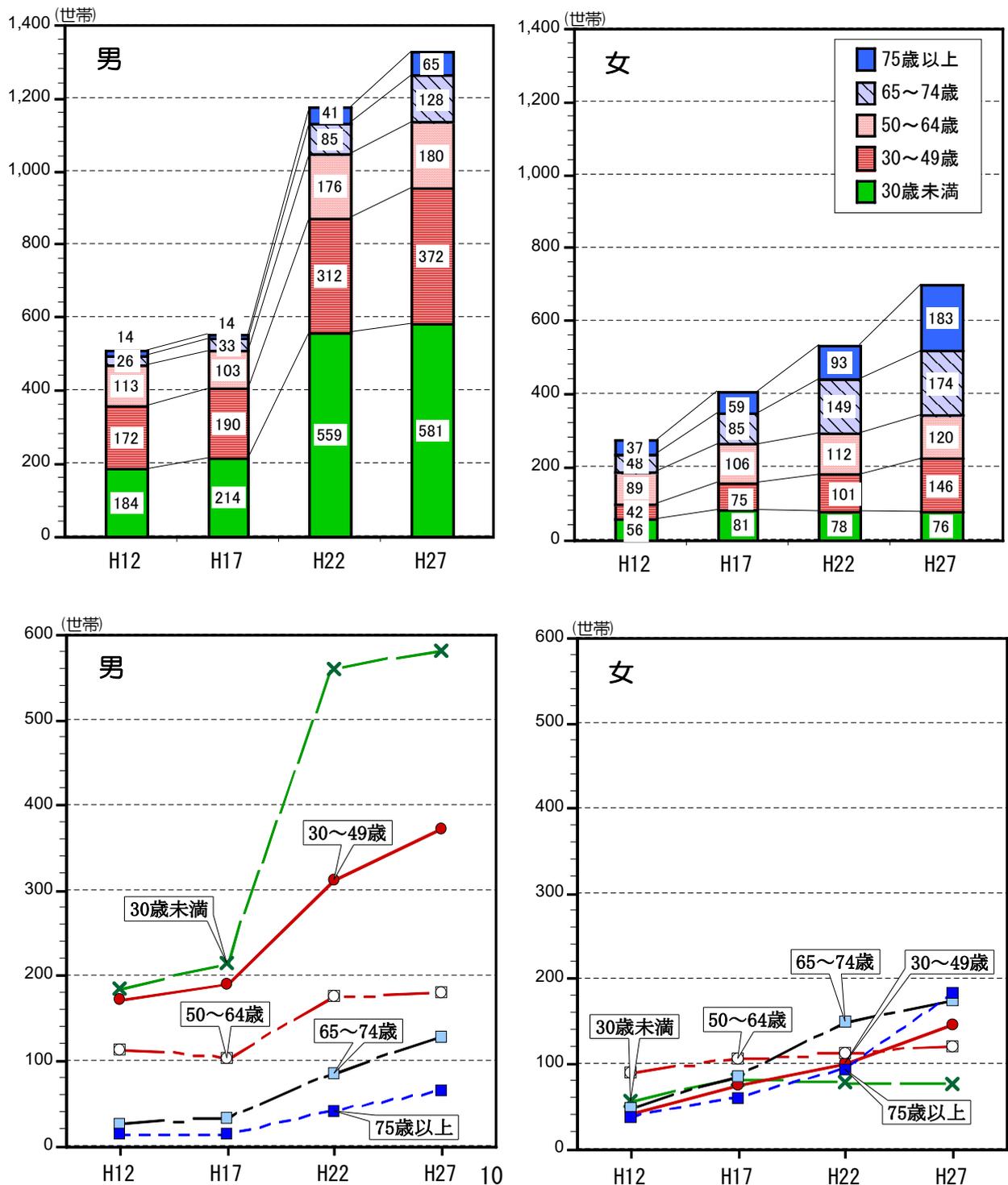
イ) 上記の世帯と住居を共に別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。

ウ) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

(2) 単独世帯の性別・年齢別の推移

- 本町の家族類型の中で増加が最も著しい「単独世帯」について、最近の推移をみると、女性よりも男性の単身世帯の方が多くなっています。
- 年齢構成をみると、男性では、30歳未満が最も多く、2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて大幅に増加しています。
- 一方、女性の単身世帯も増加傾向にあります。女性の場合は、65歳以上の高齢者の単身世帯が増加しています。特に2010（平成22）年から2015（平成27）年にかけては75歳以上の後期高齢者の単身世帯が増加しています。これは、夫の死別等によって単身になるケースが多分に含まれているものと考えられます。

図表 一般世帯の年齢別単独世帯の推移（国勢調査）



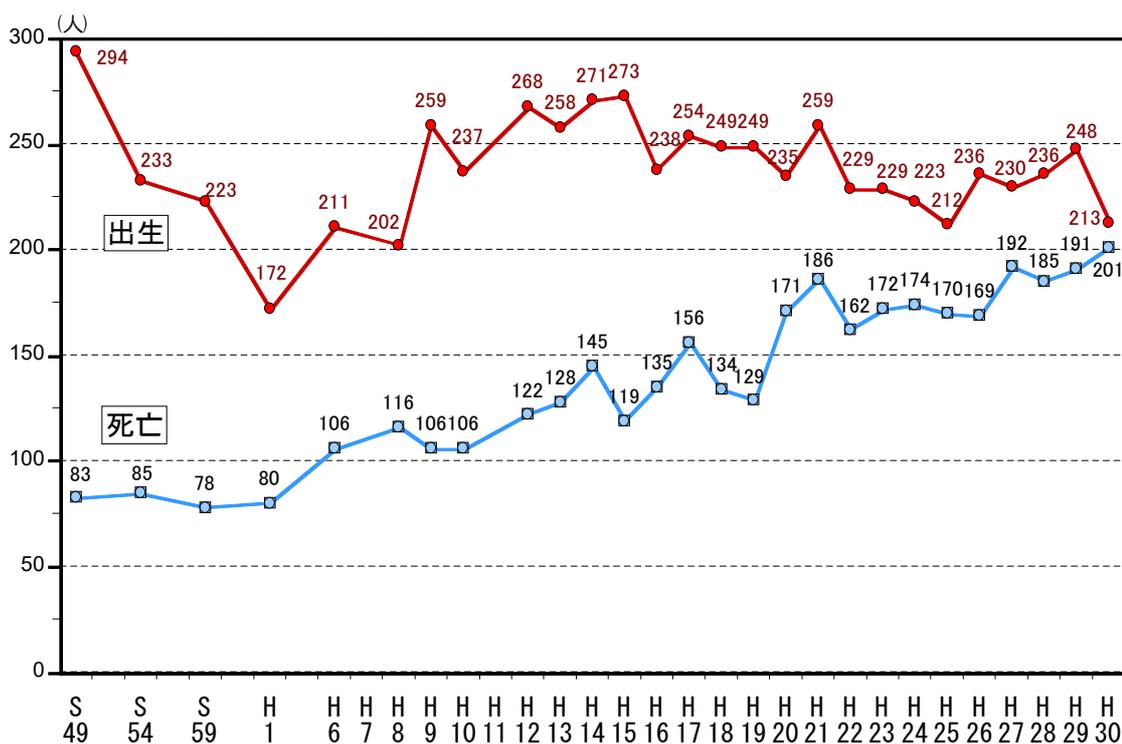
3. 自然増減に関する分析

(1) 自然増減の推移

●1974（昭和49）年から2018（平成30）年まで一貫して出生数が死亡数を上回っており、自然増になっていますが、その差は徐々に縮まっており、自然減になることが懸念されます。

図表 1-3-10 自然動態の推移

（資料：「愛知統計年鑑」〈住民基本台帳人口〉日本人、S54は愛知県住民異動調査）



※S49とS54、H25については、当該年の1月1日から12月31日までの期間。これら以外は、当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間。

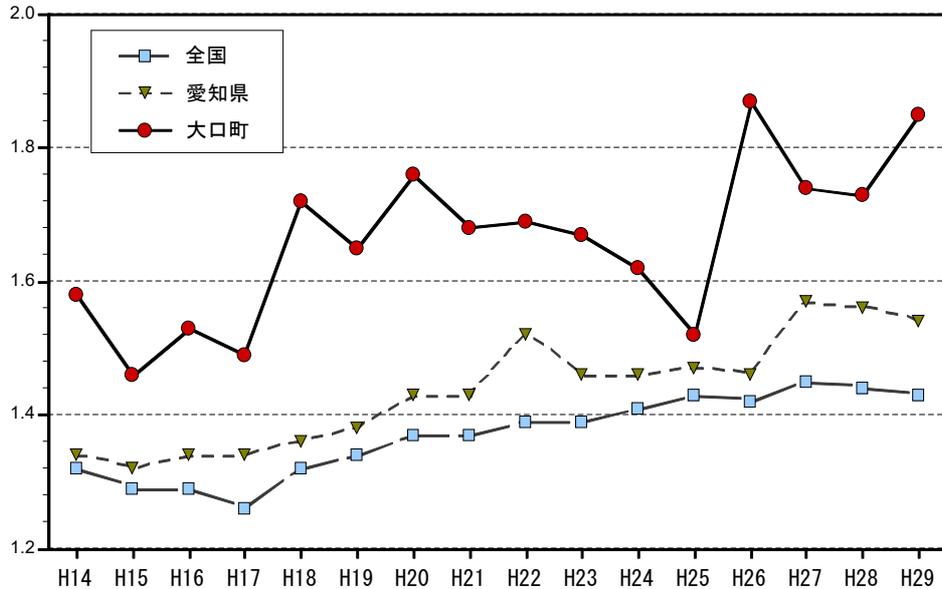
※H7とH11については、愛知県統計年鑑に未掲載。

(2) 合計特殊出生率の推移

●本町の今後も将来にわたって緩やかな人口増加傾向を維持するものと考えられます。出生率は、全国や愛知県よりも高い水準で推移しています。中でも2014（平成26）年は1.87、2017（平成29）年は1.85と、希望出生率と言われている1.80を超えた値になっています。

図表 1-3-11 自然動態の推移

（資料 全国：厚労省 人口動態統計、愛知県：愛知県統計年鑑、大口町：愛知県衛生年報・国勢調査および人口動態調査 女性人口各年10月1日現在で算出）

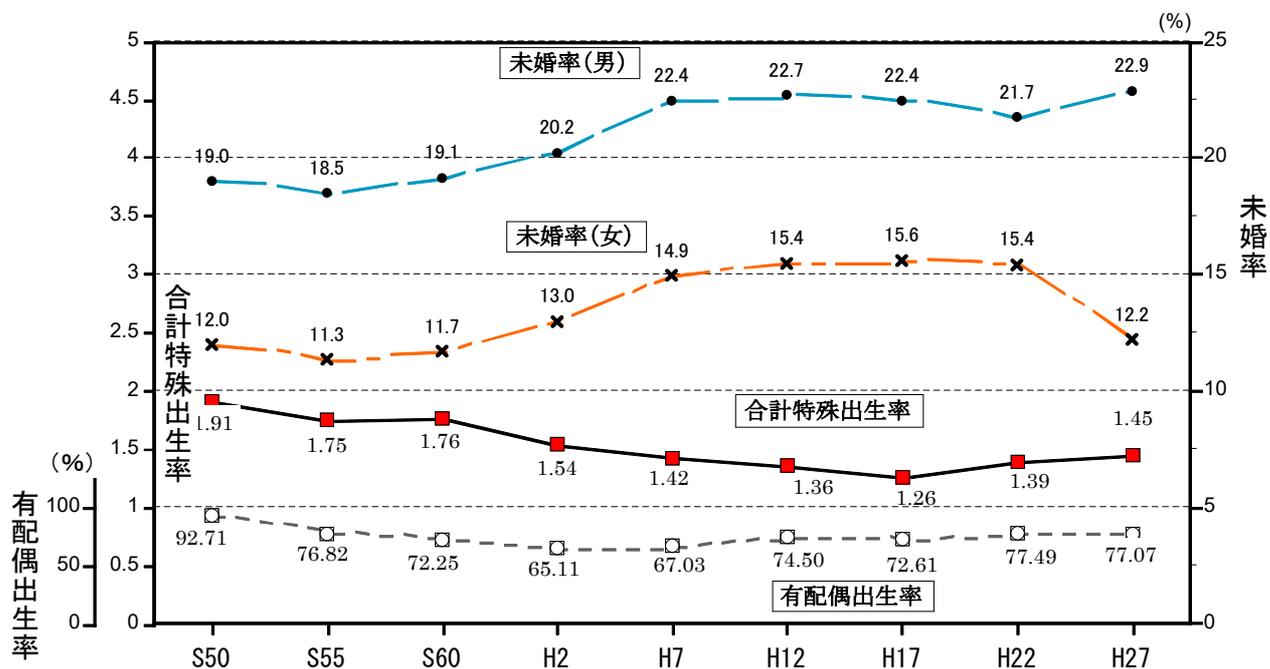


	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
愛知県	1.34	1.32	1.34	1.34	1.36	1.38	1.43	1.43	1.52	1.46	1.46	1.47	1.46	1.57	1.56	1.54
大口町	1.58	1.46	1.53	1.49	1.72	1.65	1.76	1.68	1.69	1.67	1.62	1.52	1.87	1.74	1.73	1.85

※大口町の合計特殊出生率については、各年の年内に届けられた出生数（愛知県衛生年報）と15～49歳の女性人口（国調および愛知県人口動態調査 10月1日）から独自に算出。

(参考図表1) 全国の合計特殊出生率と未婚率、有配偶出生率

(合計特殊出生率：厚労省 人口統計、20-49歳未婚数、配偶関係不詳除く15歳以上人口、15-49歳の有配偶人：国勢調査)

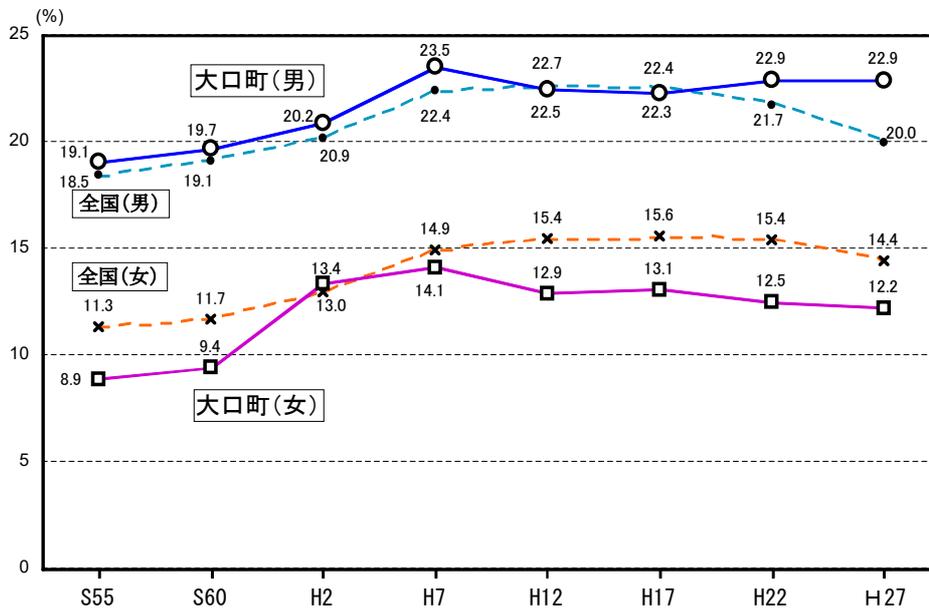


※配偶関係不詳：配偶関係がわからない人。

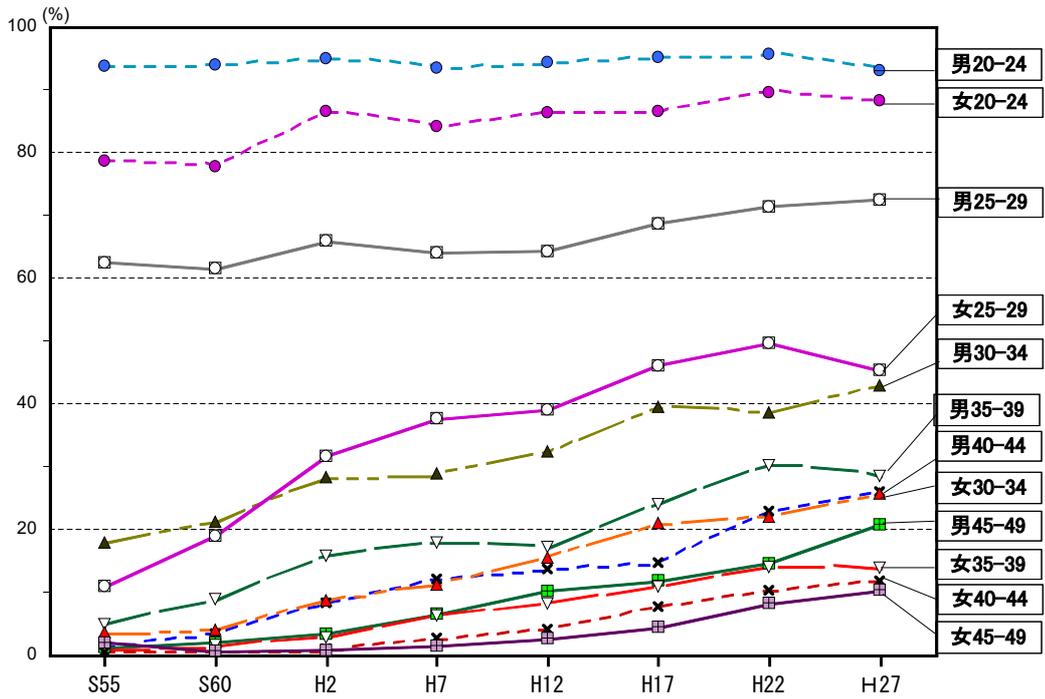
(3) 未婚率の推移

- 未婚率（20～49 歳人口に占める 20～49 歳の未婚者数の割合）の推移をみると、男性の場合は、概ね全国平均を僅かながら上回る形で推移しており、2015（平成 27）年には 22.9%となっています。
- 一方、女性は、全国平均を数ポイント下回る形で推移しており、2015（平成 27）年には 12.2%となっています。
- 年齢別にみると、女性に比べ男性の未婚率が高くなっています。特に 20～24 歳の男女が最も高く、次いで、25～29 歳の男女が高くなっています。
- また、男性については、30～34 歳の未婚率が 2005（平成 17）年をピークに一旦減少しましたが、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけて再び増加に転じています。

図表 1-3-12 大口町の未婚率(20～49 歳)の推移 (国勢調査：配偶関係 20～49 歳人口)



図表 1-3-13 大口町の年齢階層別未婚率(20~49歳)の推移 (国勢調査：配偶関係20~49歳人口)

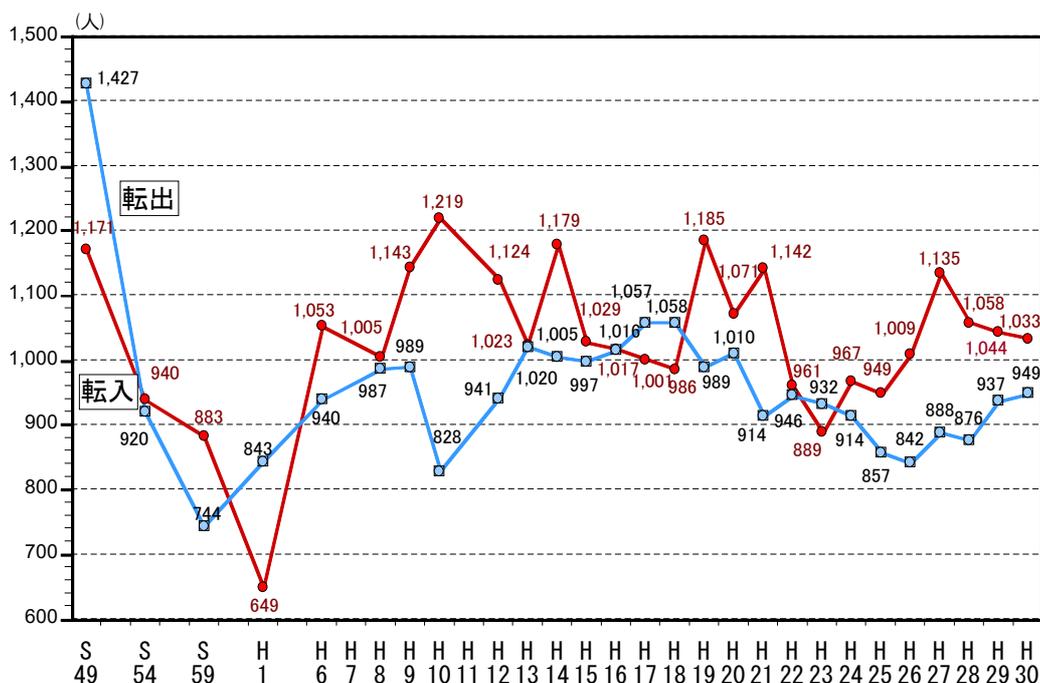


4. 社会増減に関する分析

(1) 社会増減の推移

- 1974（昭和49）年から2018（平成30）年までの人口の転出・転入状況（社会増減）については、転出超過が若干みられるものの、概ね一貫して転入超過基調となっています。
- 2018（平成30）年では転出者数949人に対して転入者数1,033人と、84人の転入超過となっています。

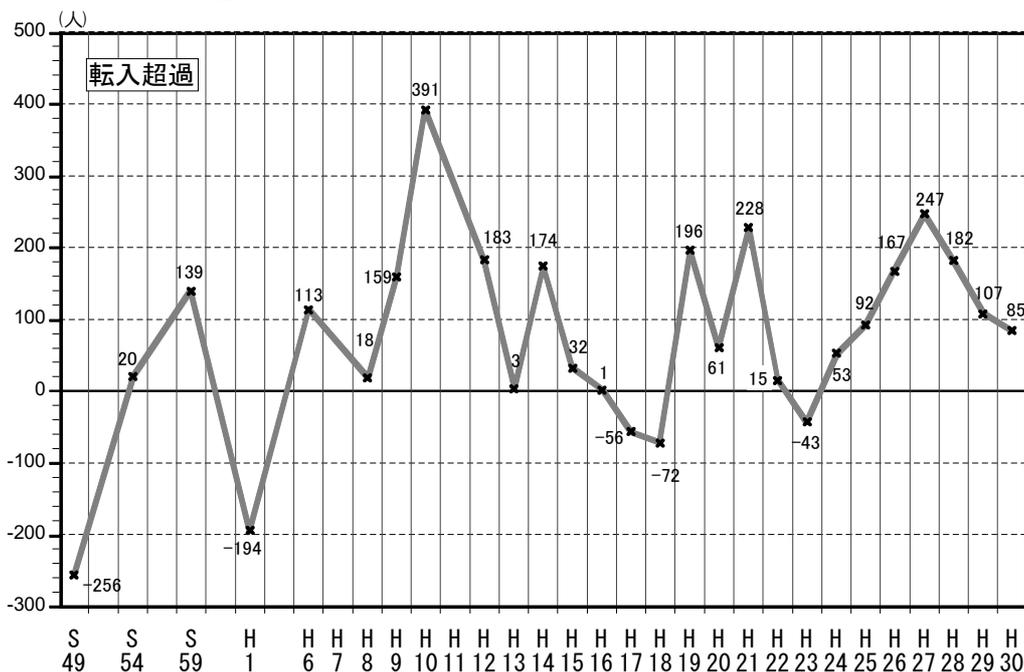
図表 1-3-14 社会動態の推移（資料：「愛知統計年鑑」〈住民基本台帳人口〉日本人、S54は愛知県住民異動調査）



※S49とS54、H25については、当該年の1月1日から12月31日までの期間。これら以外は、当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間。

※H7とH11については、愛知県統計年鑑に未掲載。

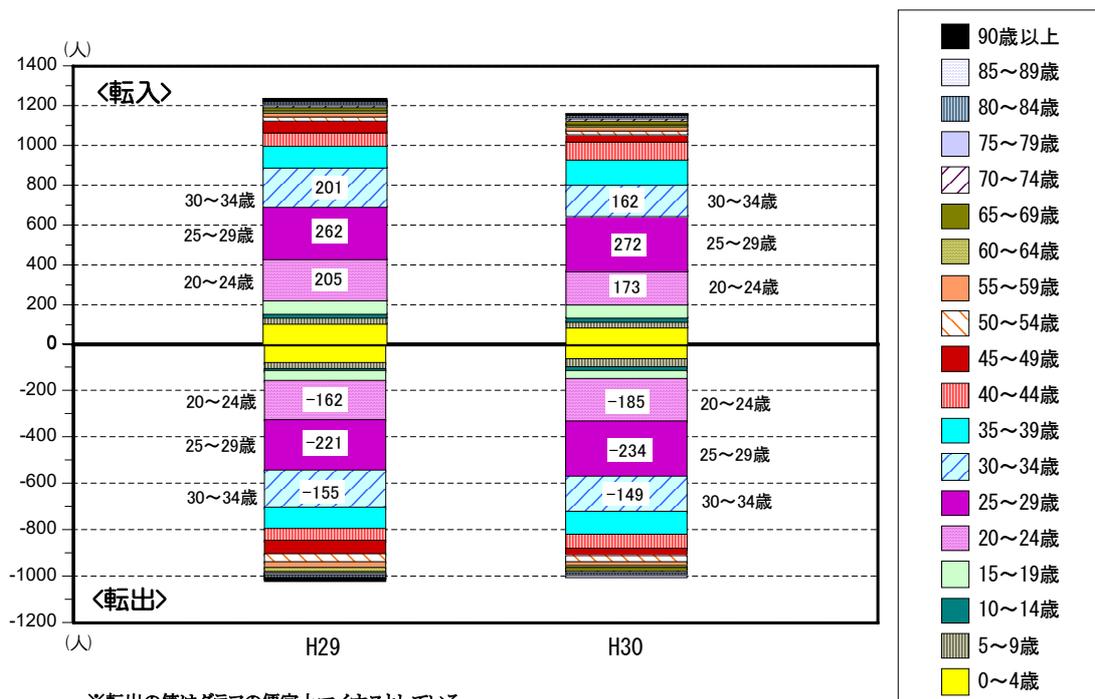
図表 1-3-15 転入超過の推移（住民基本台帳人口 日本人 各年3月31日※S49, 54のみ12月31日）



(2) 年齢階層別の人口移動の状況

- 2017（平成29）年・2018（平成30）年の転入・転出の状況について、年齢階層別にみると、25～29歳、20～24歳、30～34歳で転入、転出ともに多くなっています。就職・転勤、結婚、住宅購入などを契機に転入、転出をしていることがうかがえます。
- なお、2017（平成29）年、2018（平成30）年の2年間では387人の転入超過になっていますが、中でも25～29歳と30～34歳における転入超過数がそれぞれ、79人、59人と多くなっています。
- 2010～2015（平成22～27）年における人口移動数(国勢調査)では、男女共に20～29歳（20～24歳の人が5年間で25～29歳に移行する年齢層）で特に転入超過数が高くなっていることが特徴としてみられます。

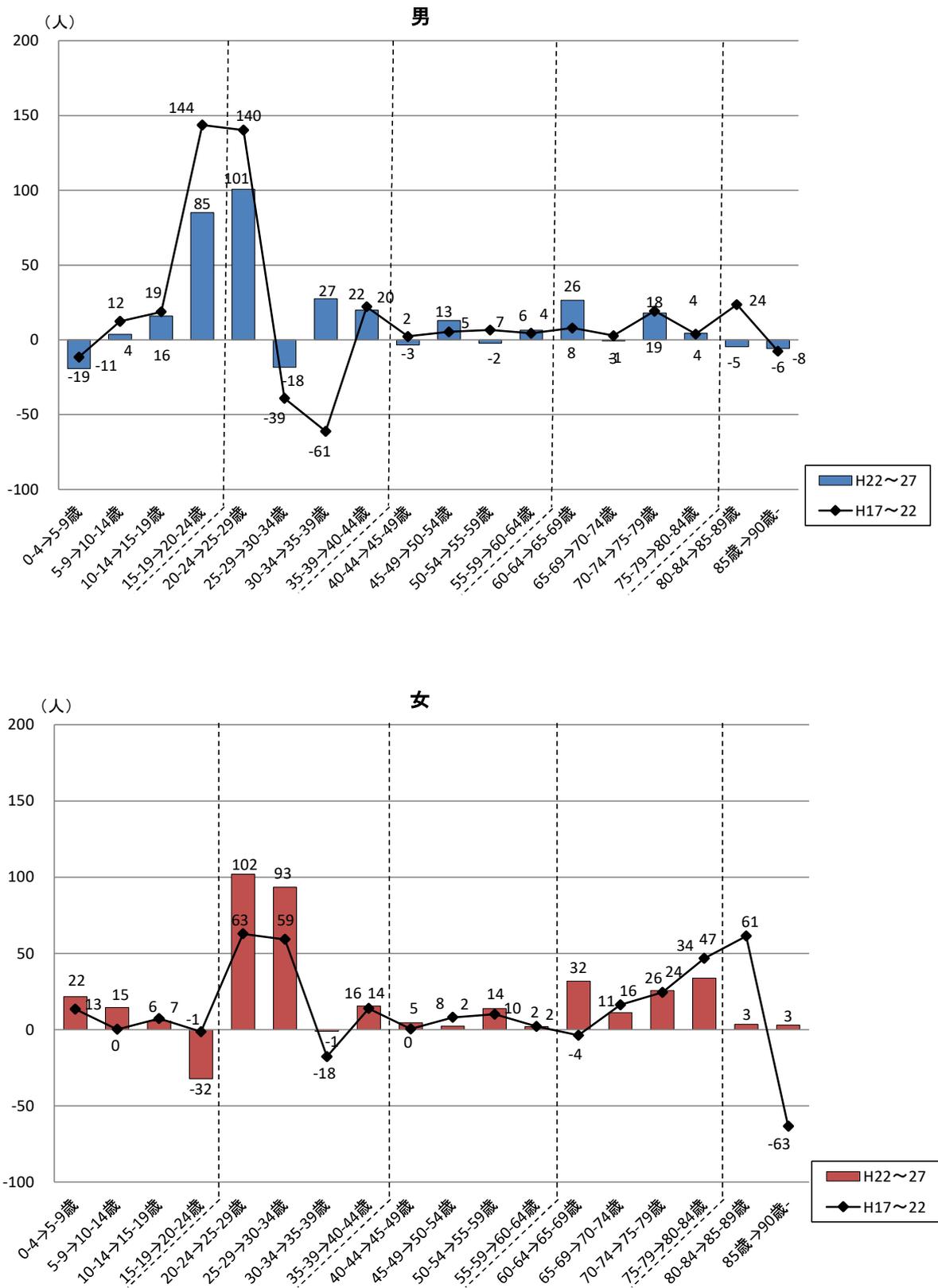
図表 1-3-16 最近の年齢階層別人口移動の状況（あいちの人口 市町村転入転出数）



※転出の値はグラフの便宜上マイナスとしている

	H29			H30			H29,H30の 転入超過数
	転入	転出	転入超過数	転入	転出	転入超過数	
総数	1,234	1,012	222	1,162	997	165	387
0～4歳	110	84	26	89	66	23	49
5～9歳	30	23	7	35	27	8	15
10～14歳	24	7	17	17	19	▲2	15
15～19歳	61	47	14	61	36	25	39
20～24歳	205	162	43	173	185	▲12	31
25～29歳	262	221	41	272	234	38	79
30～34歳	201	155	46	162	149	13	59
35～39歳	109	97	12	122	103	19	31
40～44歳	68	53	15	89	57	32	47
45～49歳	59	50	9	36	37	▲1	8
50～54歳	21	37	▲16	24	27	▲3	▲19
55～59歳	22	24	▲2	17	13	4	2
60～64歳	12	18	▲6	15	10	5	▲1
65～69歳	15	7	8	17	16	1	9
70～74歳	8	6	2	13	5	8	10
75～79歳	11	7	4	6	3	3	7
80～84歳	7	6	1	8	7	1	2
85～89歳	6	3	3	4	3	1	4
90歳以上	3	5	▲2	2	0	2	0

図表 1-3-17 男女別・5歳階級別の人口移動数 (国勢調査より独自に算出)

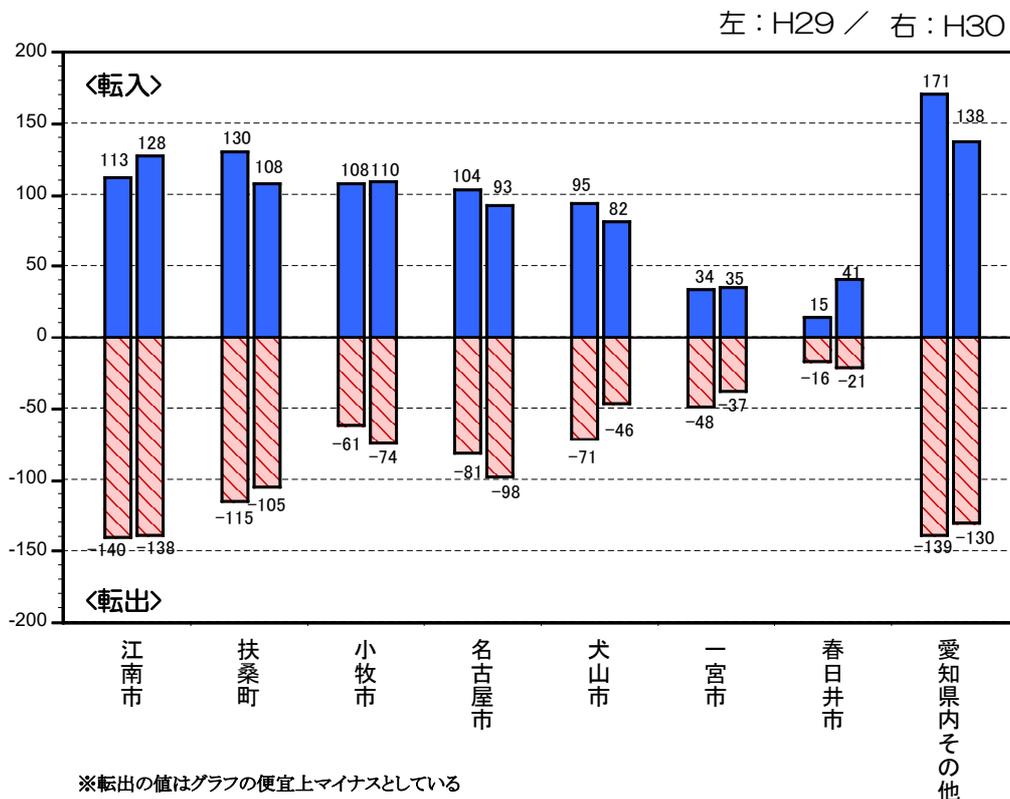


(3) 最近の転入元・転出先の状況

●2017（平成 29）年・2018（平成 30）年における転入者の転入元と転出者の転出先についてみると、双方とも江南市や扶桑町、小牧市、犬山市といった隣接している自治体間の人口移動が行われている状況となっています。

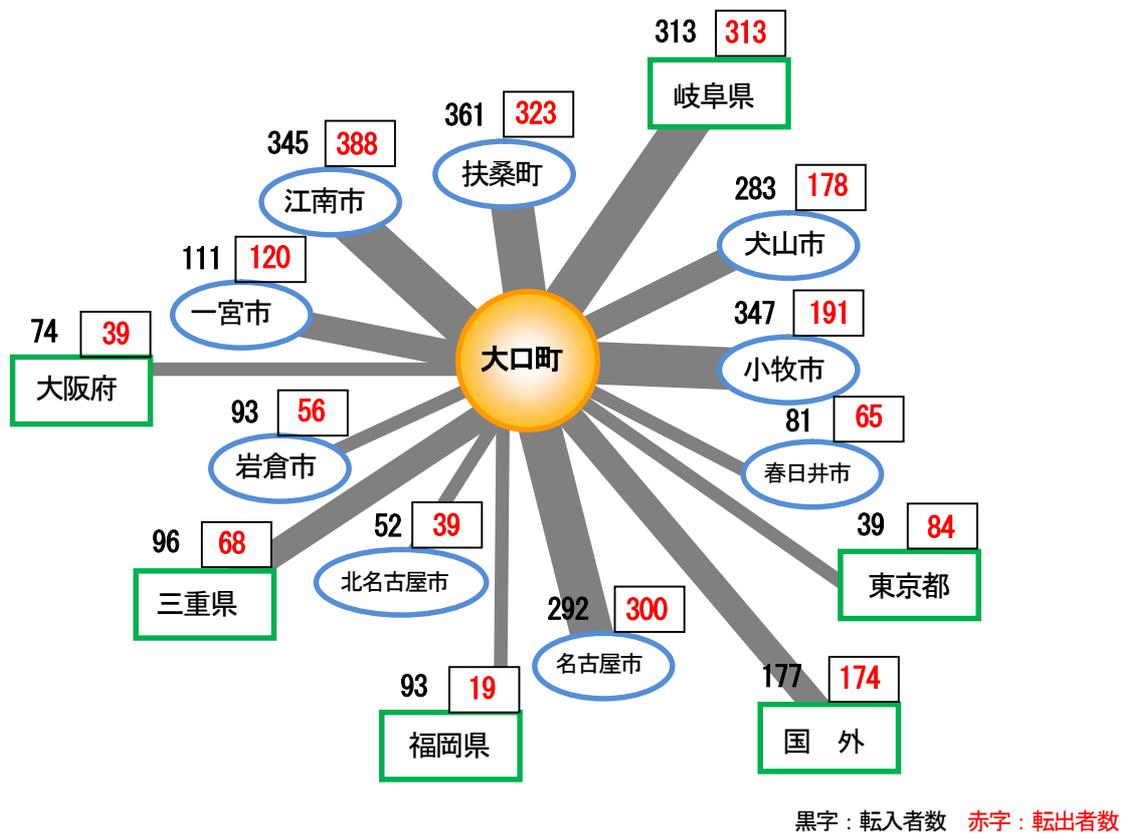
図表 1-3-18 近隣市町村への人口移動状況 H29、H30

（あいちの人口（年報） 市町村転入転出数）

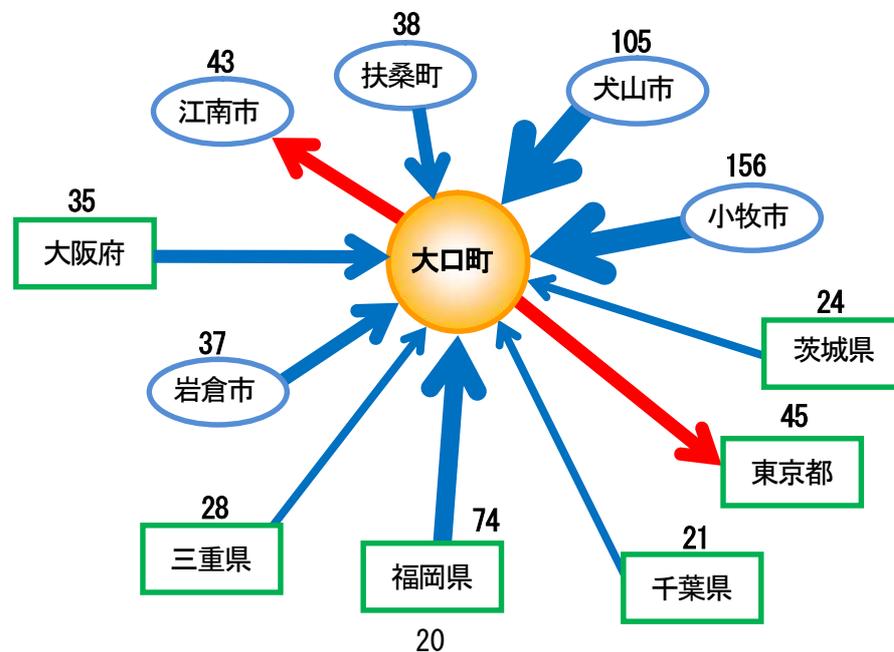


- 2015（平成27）年10月から2018（平成30）年9月までの3年間における転出入状況を見ると、転出入総数は、江南市が最も多く、次いで、扶桑町、岐阜県、名古屋市、小牧市、犬山市、国外が多くなっています。
- 東京都や江南市に対しては転出超過になっていますが、そのほかに対しては転入超過になっており、中でも小牧市と犬山市に対しては、それぞれ、156人、105人の転入超過になっています。

図表 1-3-19 転出入状況（資料：あいちの人口（年報）平成27年10月-平成30年9月の3年間）



図表 1-3-20 社会増減数（転出入差）（資料：あいちの人口（年報）平成27年10月-平成30年9月の3年間）



5. 人口増減に関する分析

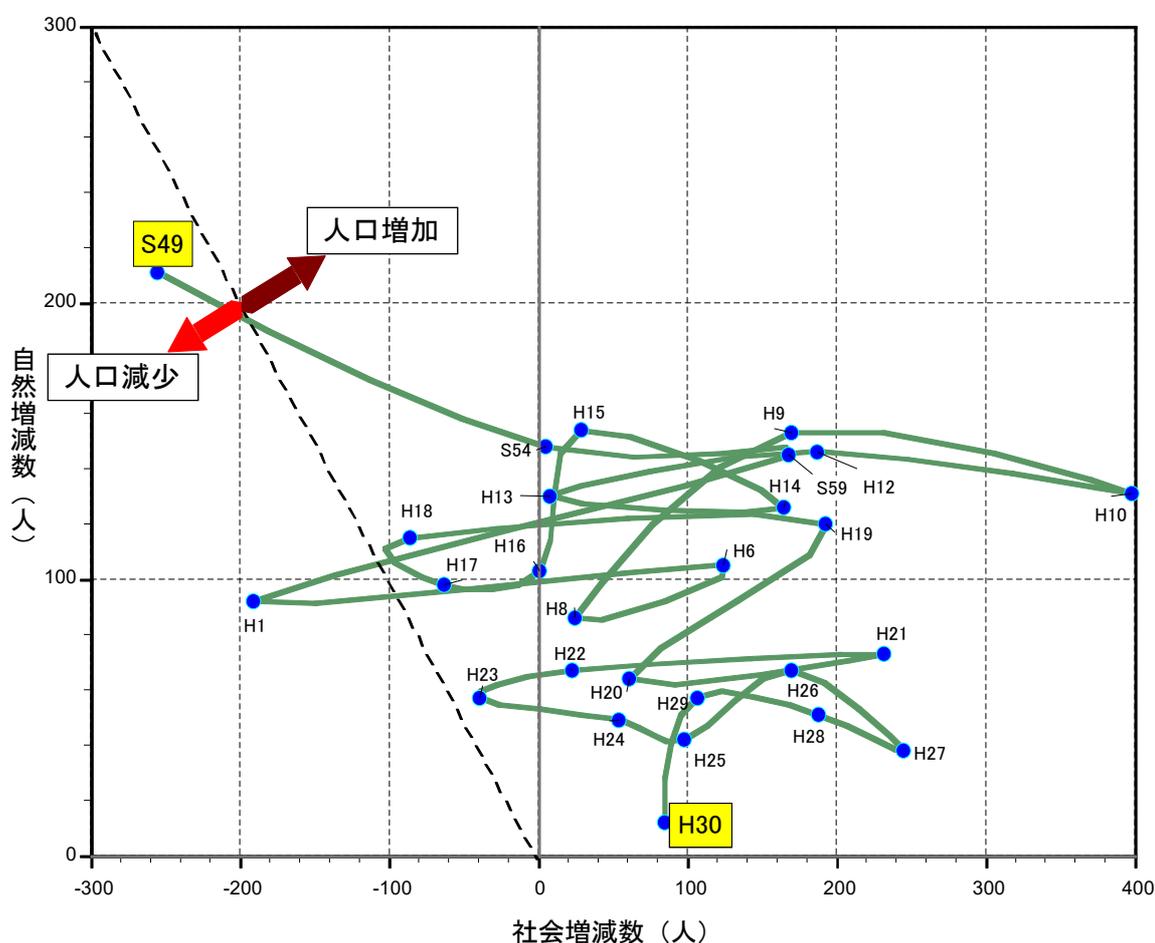
- 1974（昭和49）年から2018（平成30）年までの自然増減、社会増減数を図で表すと、以下のようになります。
- 期間内のうち、1974（昭和49）年と1989（平成元）年では、社会減が影響して人口が減少しましたが、そのほかはすべて人口増加となっています。
- 自然増数は、縮小傾向にあり、自然減の方向に近づきつつあります。また、社会増減数の振れ幅も徐々に小さくなり、人口移動自体が縮小傾向にあります。

図表 1-3-21 自然増減数と社会増減数の影響

（資料：「愛知統計年鑑」〈住民基本台帳人口〉日本人、S54は愛知県住民異動調査）

※S49とS54、H25については、当該年の1月1日から12月31日までの期間。これら以外は、当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間。

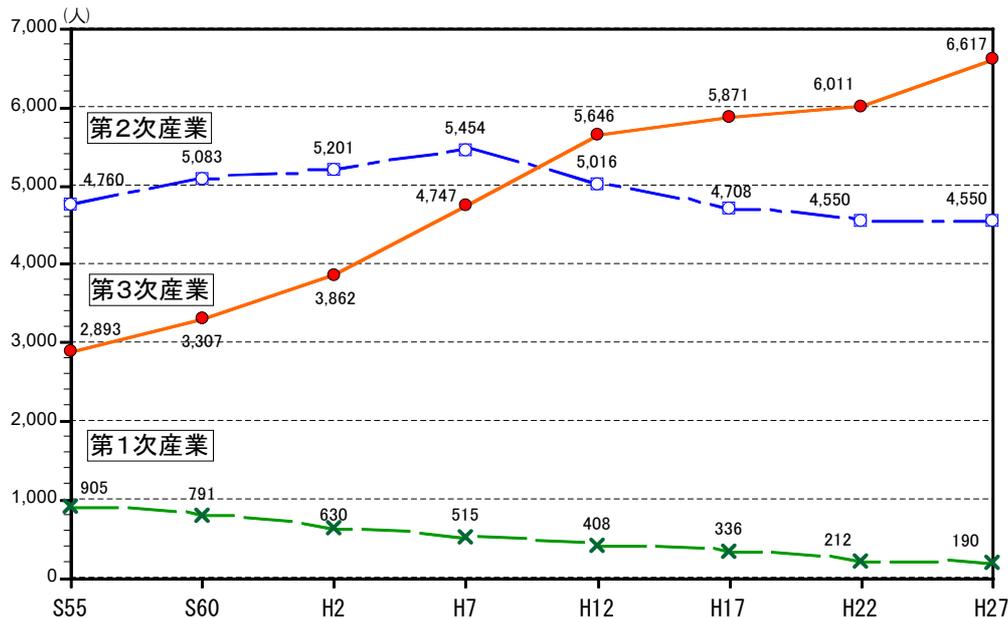
※H7とH11については、愛知県統計年鑑に未掲載。



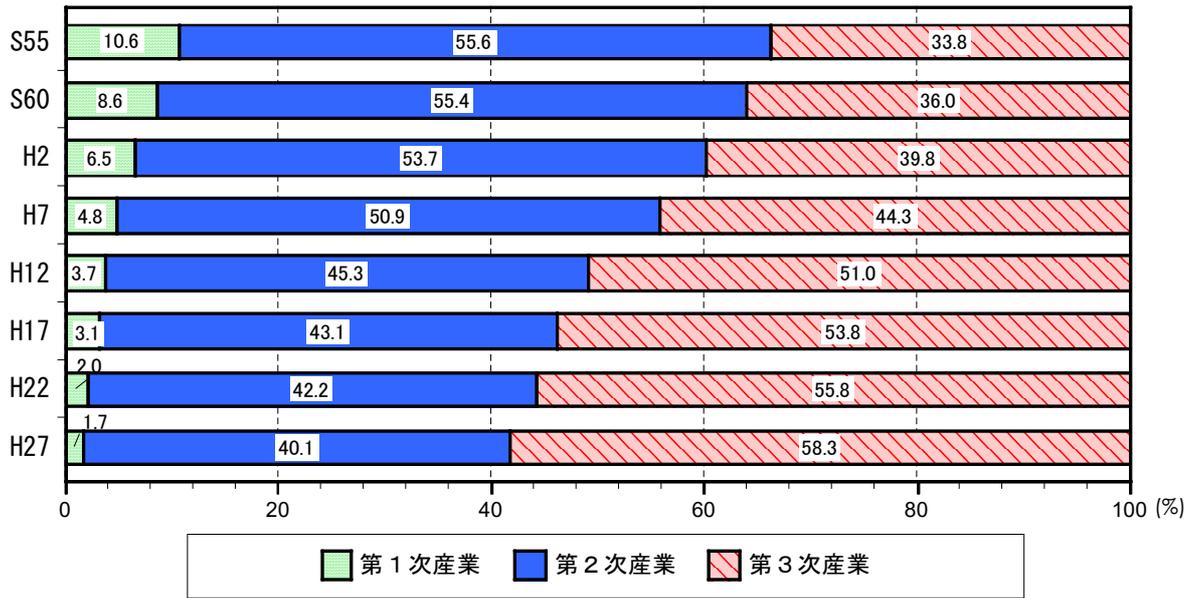
6. 産業別就業者数の推移

- 本町の就業者数は2015（平成27）年で11,357人、そのうち第1次産業就業者が190人（1.7%）、第2次産業就業者が4,550人（40.1%）、第3次産業就業者が6,617人（58.3%）となっています。
- 第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向にあります。第3次産業就業者数は増加傾向にあります。
- 構成比については、第3次産業の構成比が年々多くなり、第1次・2次産業については年々少くなる傾向が一貫して続いています。
- 第2次産業就業者数の構成比については、全国はもとより、愛知県も上回っており、製造業のまちを象徴する結果を示しています。
- 産業大分類別・男女別の就業者数をみると、男性では製造業が最も多く、次いで、卸売業・小売業、運輸業・郵便業となっています。女性についても製造業が最も多く、次いで、医療・福祉、卸売業・小売業となっています。
- 本町では、全国に比べて製造業や運輸業・郵便業に就業する人が男女ともに多い状況にあります。また、特に、女性の就業者では、運輸業・郵便業が特化していることが特徴になっています。これらの結果は、製造業や運輸業が多いという産業特性を反映したものになっています。

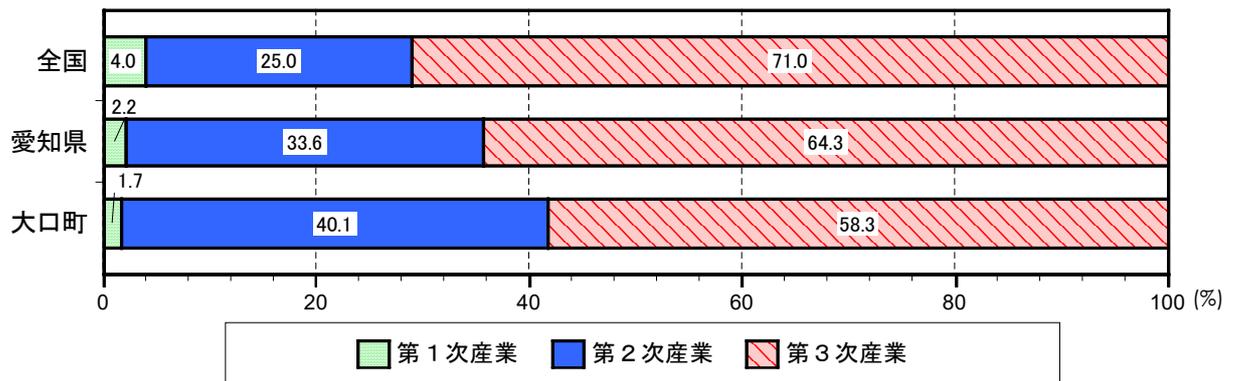
図表 産業3分類別就業者数の推移（国勢調査）



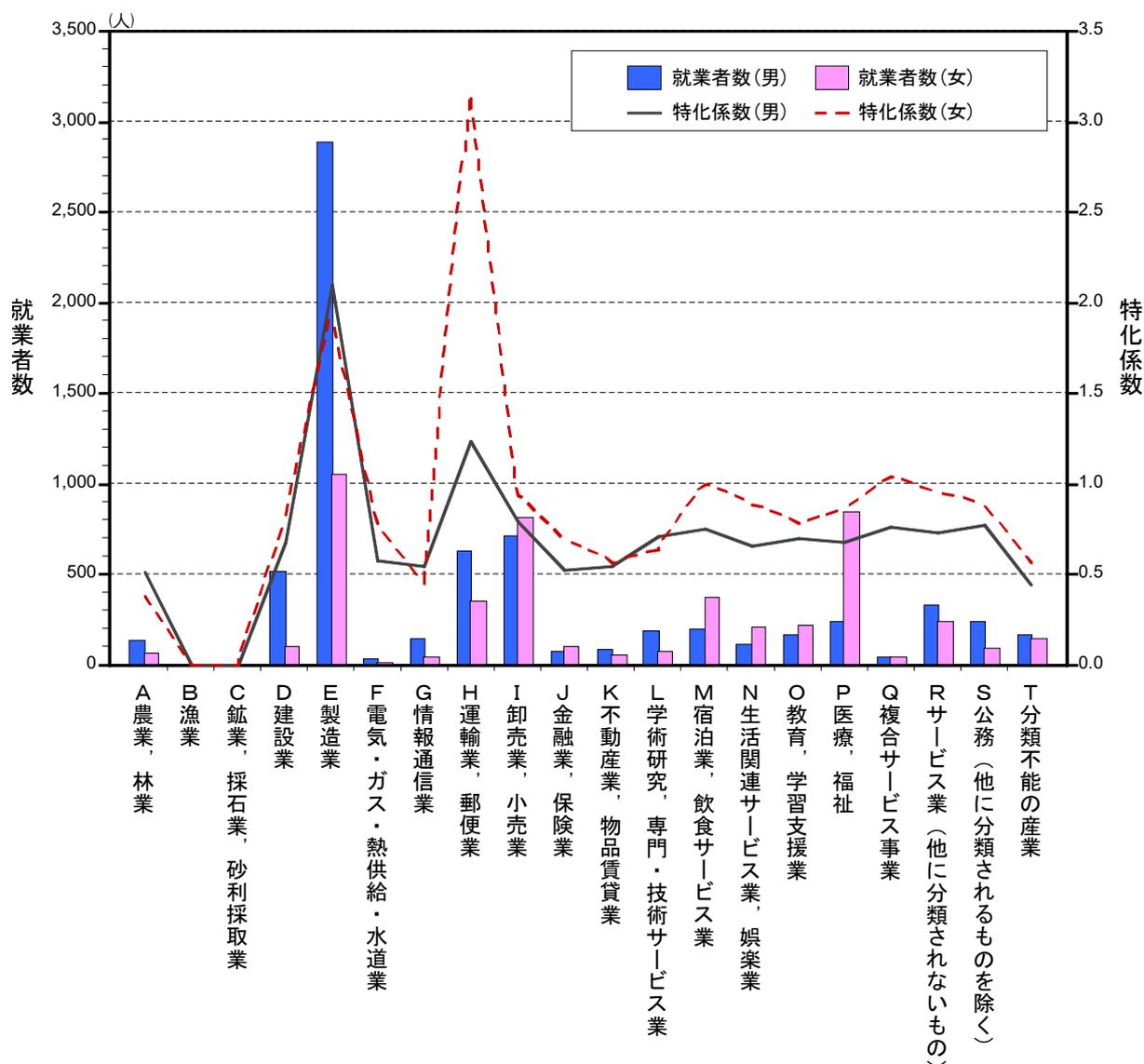
図表 産業3分類別就業者構成比の推移 (国勢調査)



図表 産業3分類別就業者構成比 国・県との比較 (国勢調査H27)



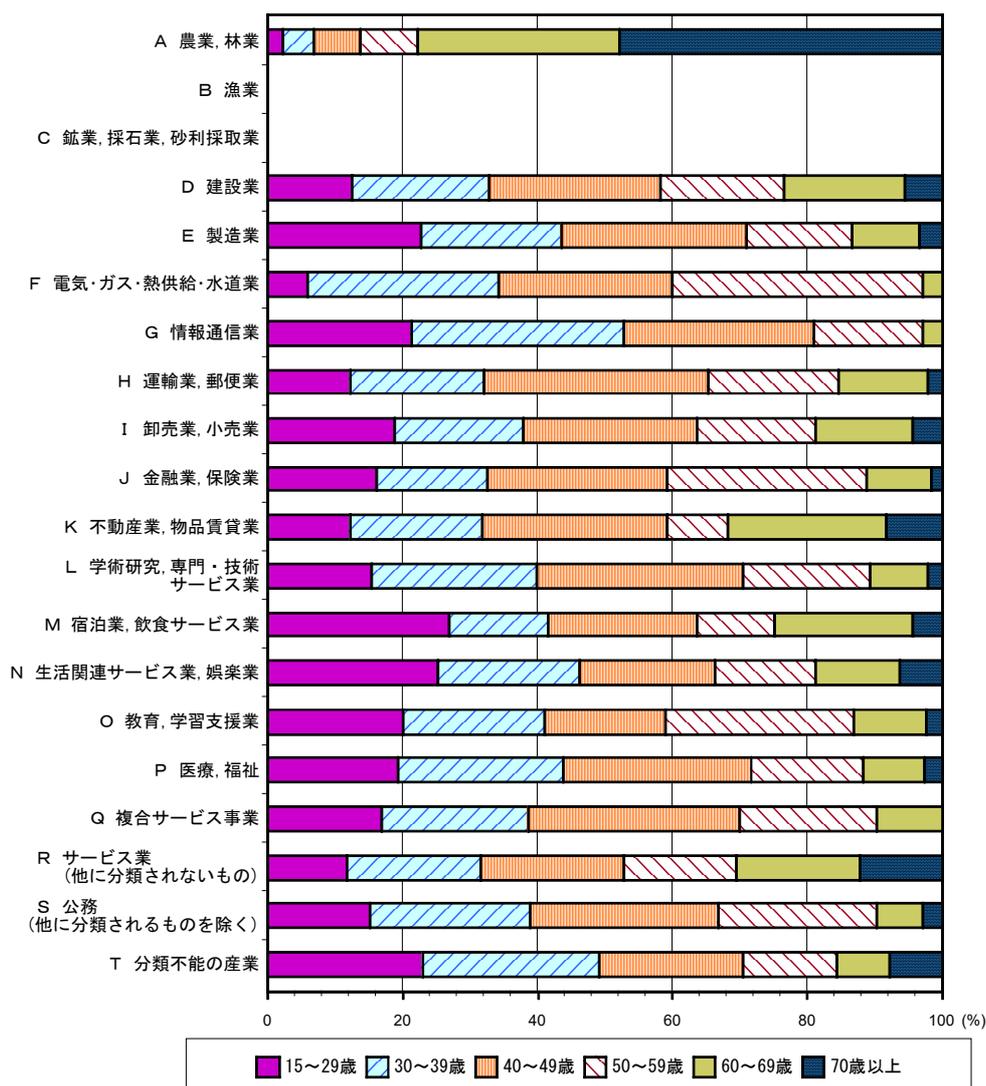
図表 産業大分類別男女別就業者数 (国勢調査H27)



	総数	A 農業、林業	B 漁業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業、郵便業	I 卸売業、小売業	J 金融業、保険業	K 不動産業、物品賃貸業	L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業	N 生活関連サービス業、娯楽業	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）	S 公務（他に分類されるものを除く）	T 分類不能の産業
就業者数(総数)	11,668	190	0	0	616	3,934	35	178	977	1,523	169	132	263	565	318	388	1,086	83	571	329	311
就業者数(男)	6,867	132	0	0	516	2,889	29	140	630	706	70	82	185	191	112	168	239	46	331	236	165
就業者数(女)	4,801	58	0	0	100	1,045	6	38	347	817	99	50	78	374	206	220	847	37	240	93	146
特化係数(総数)		0.46	0.00	0.00	0.72	2.08	0.62	0.53	1.62	0.85	0.60	0.56	0.69	0.88	0.77	0.74	0.78	0.87	0.81	0.82	0.50
特化係数(男)		0.51	0.00	0.00	0.68	2.10	0.58	0.55	1.24	0.79	0.53	0.55	0.71	0.75	0.66	0.70	0.68	0.76	0.74	0.78	0.45
特化係数(女)		0.38	0.00	0.00	0.78	1.92	0.79	0.46	3.15	0.93	0.68	0.57	0.64	0.99	0.89	0.78	0.86	1.04	0.94	0.89	0.57

※特化係数：全国平均の就業者数の産業別割合に対する大口町の産業別割合の比率

図表 産業大分類別年齢階級別就業者数 (国勢調査H27)



	就業者総数 (人)	年齢構成(%)					
		15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
総数	11,668	19.0	20.7	26.2	17.0	12.3	4.8
A 農業,林業	190	2.1	4.7	6.8	8.4	30.0	47.9
B 漁業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C 鉱業,採石業,砂利採取業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
D 建設業	616	12.5	20.3	25.3	18.5	17.7	5.7
E 製造業	3,934	22.8	20.7	27.6	15.6	9.9	3.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	35	5.7	28.6	25.7	37.1	2.9	0.0
G 情報通信業	178	21.3	31.5	28.1	16.3	2.8	0.0
H 運輸業,郵便業	977	12.2	19.8	33.3	19.4	13.1	2.3
I 卸売業,小売業	1,523	18.6	19.3	25.7	17.4	14.5	4.4
J 金融業,保険業	169	16.0	16.6	26.6	29.6	9.5	1.8
K 不動産業,物品賃貸業	132	12.1	19.7	27.3	9.1	23.5	8.3
L 学術研究,専門・技術サービス業	263	15.2	24.7	30.4	19.0	8.4	2.3
M 宿泊業,飲食サービス業	565	26.9	14.7	21.9	11.5	20.5	4.4
N 生活関連サービス業,娯楽業	318	25.2	21.1	20.1	14.8	12.6	6.3
O 教育,学習支援業	388	20.1	20.9	18.0	27.8	10.8	2.3
P 医療,福祉	1,086	19.2	24.7	27.7	16.8	9.1	2.6
Q 複合サービス事業	83	16.9	21.7	31.3	20.5	9.6	0.0
R サービス業(他に分類されないもの)	571	11.6	20.0	21.2	16.6	18.4	12.3
S 公務(他に分類されるものを除)	329	15.2	23.7	28.0	23.4	6.7	3.0
T 分類不能の産業	311	22.8	26.4	21.2	13.8	8.0	7.7

第3章 人口の将来推計と展望

1. 推計方法

国立社会保障人口問題研究所が推計した合計特殊出生率と生残率、住民基本台帳データをベースに独自に算出した純移動率を根拠にコーホート要因法により、以下の4つの方法で推計を行いました。

推計方法	出生・死亡に関する設定 (出生率・生残率)	移動に関する設定 (純移動率、移動数)
推計A	・国立社会保障人口問題研究所の推計による「合計特殊出生率、「生残率」を採用	・住民基本台帳人口（各年4月1日）をベースに算出した2010（H22）→2015（H27）の純移動率を採用
推計B	・同上	・住民基本台帳人口（各年4月1日）をベースに算出した2015（H27）→2020（R2）の純移動率を採用
推計C	・同上	・推計AとBの純移動率の平均値を採用（住民基本台帳人口（各年4月1日）をベースに算出した2010（H22）→2015（H27）の純移動率と2015（H27）→2020（R2）の純移動率の平均値）
各行政区推計値の合計	①11行政区を対象に、推計A～Cの方法で人口を推計。 ②各行政区のこれまでの人口推移や住宅等の開発状況、今後の住宅等の開発見込みなどを考慮して、推計A～Cのどの方法が適切であるか判断し、推計結果を選択 ③各行政区で選択した推計結果の合計値を求めて、大口町全体の人口を算出。 ・推計A：上小口、中小口、さつきヶ丘 ・推計B：秋田、外坪、余野 ・推計C：豊田、大屋敷、河北、下小口、垣田	

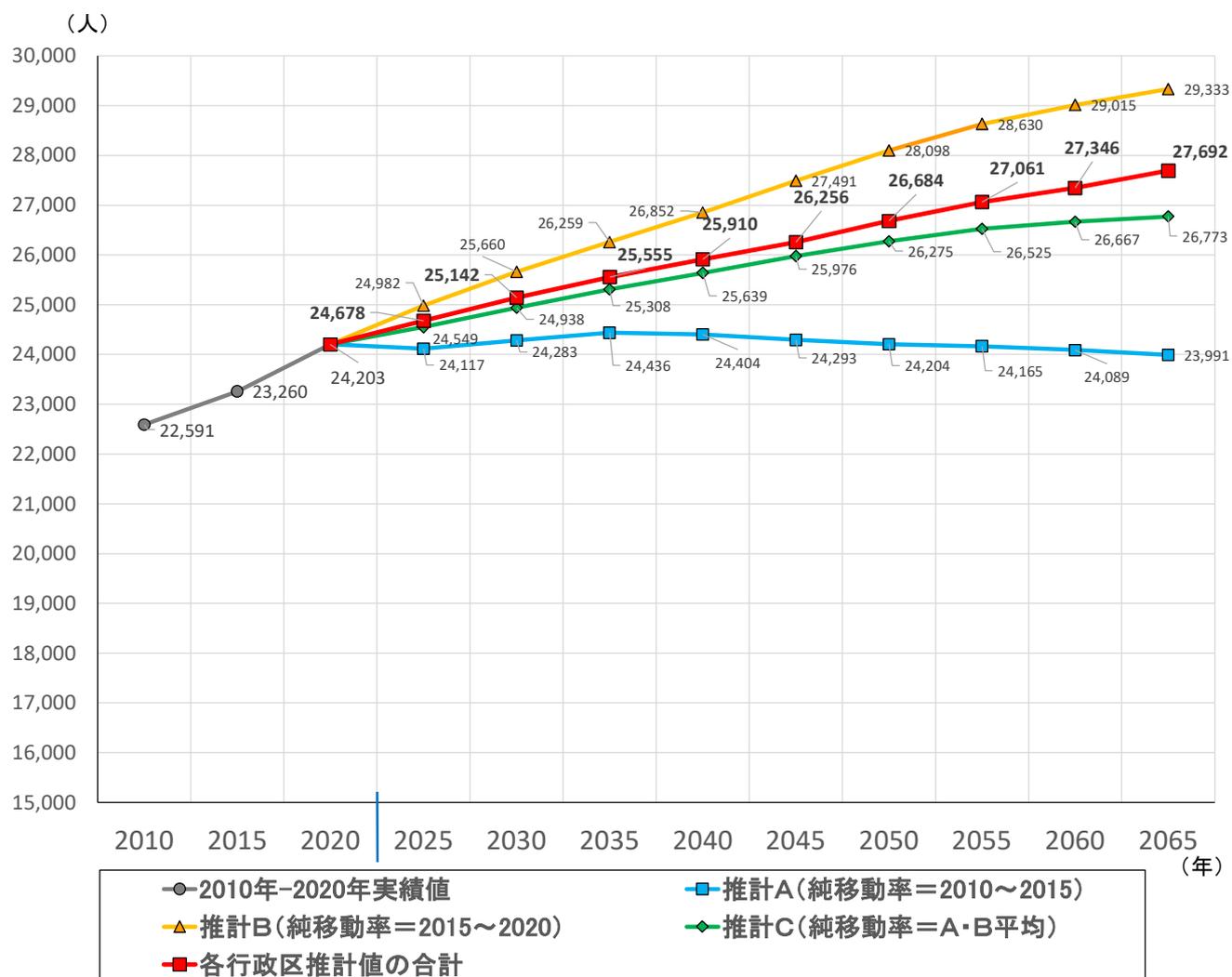
※生残率：ある年齢集団（5歳階級）が一定期間後（5年後）に生き残っている比率のこと。

■合計特殊出生率の設定値

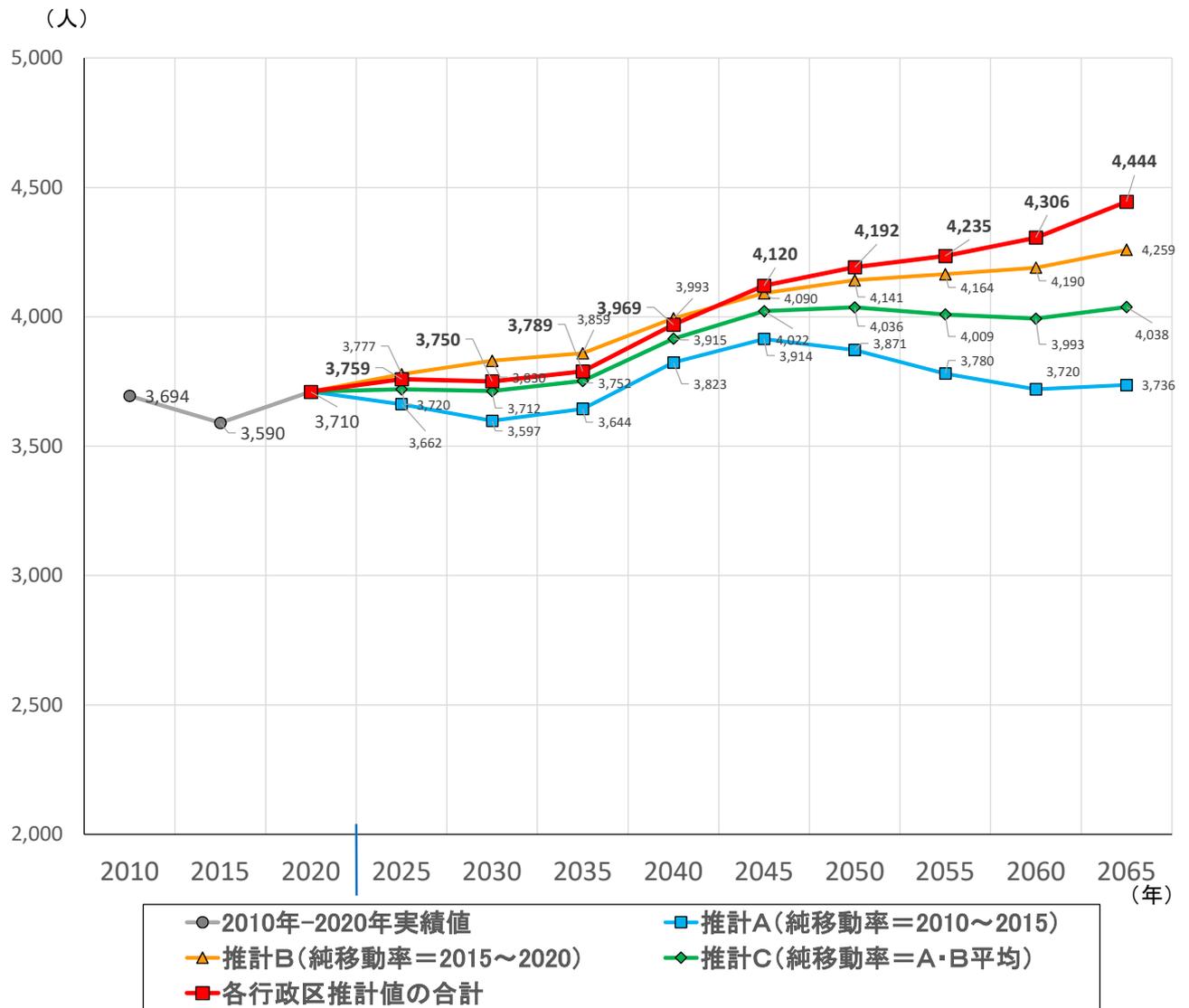
2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
1.71185	1.71806	1.72425	1.73060	1.73319	1.73319	1.73319	1.73319	1.73319	1.73319

2. 推計結果

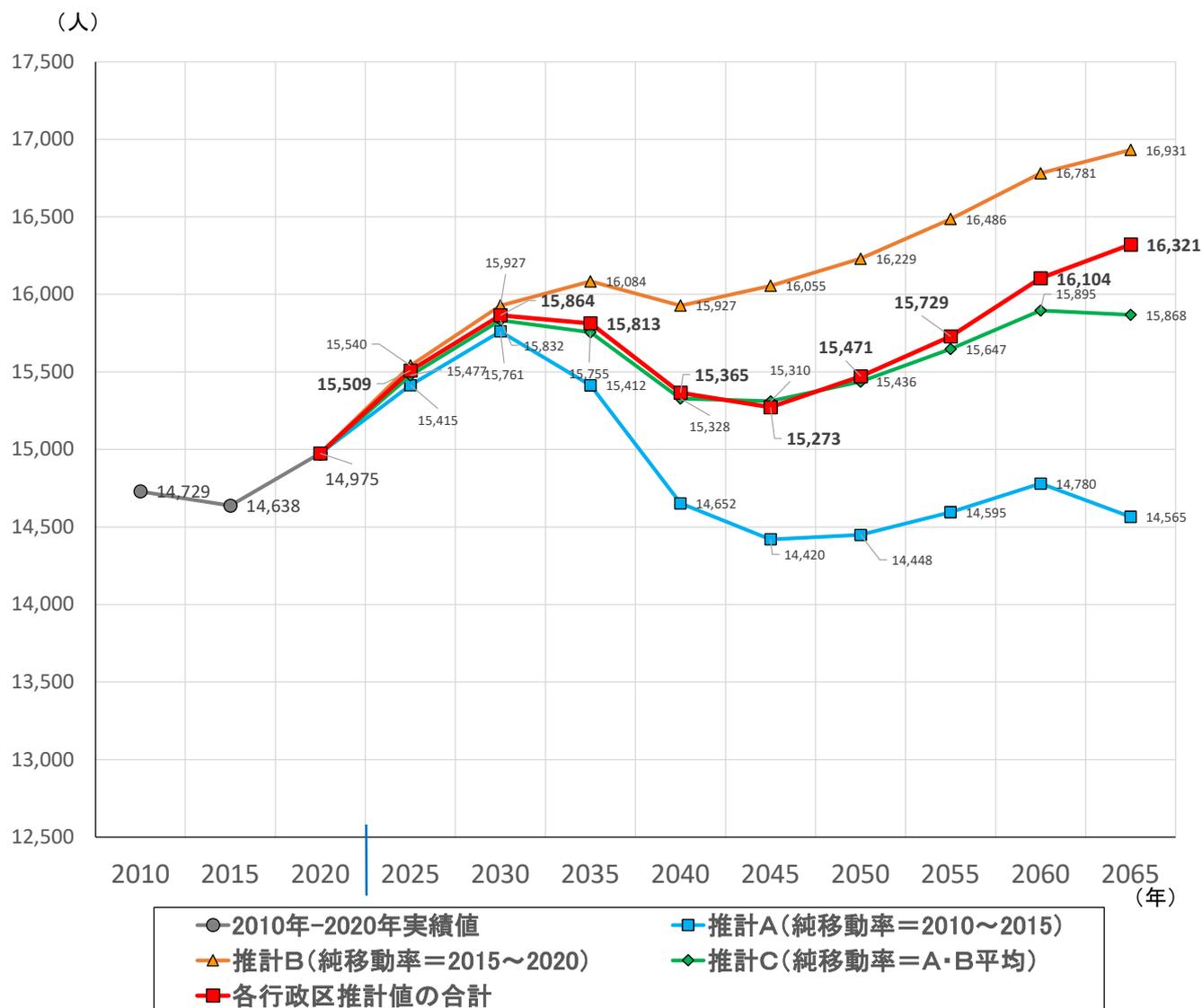
■人口推計結果（総人口）



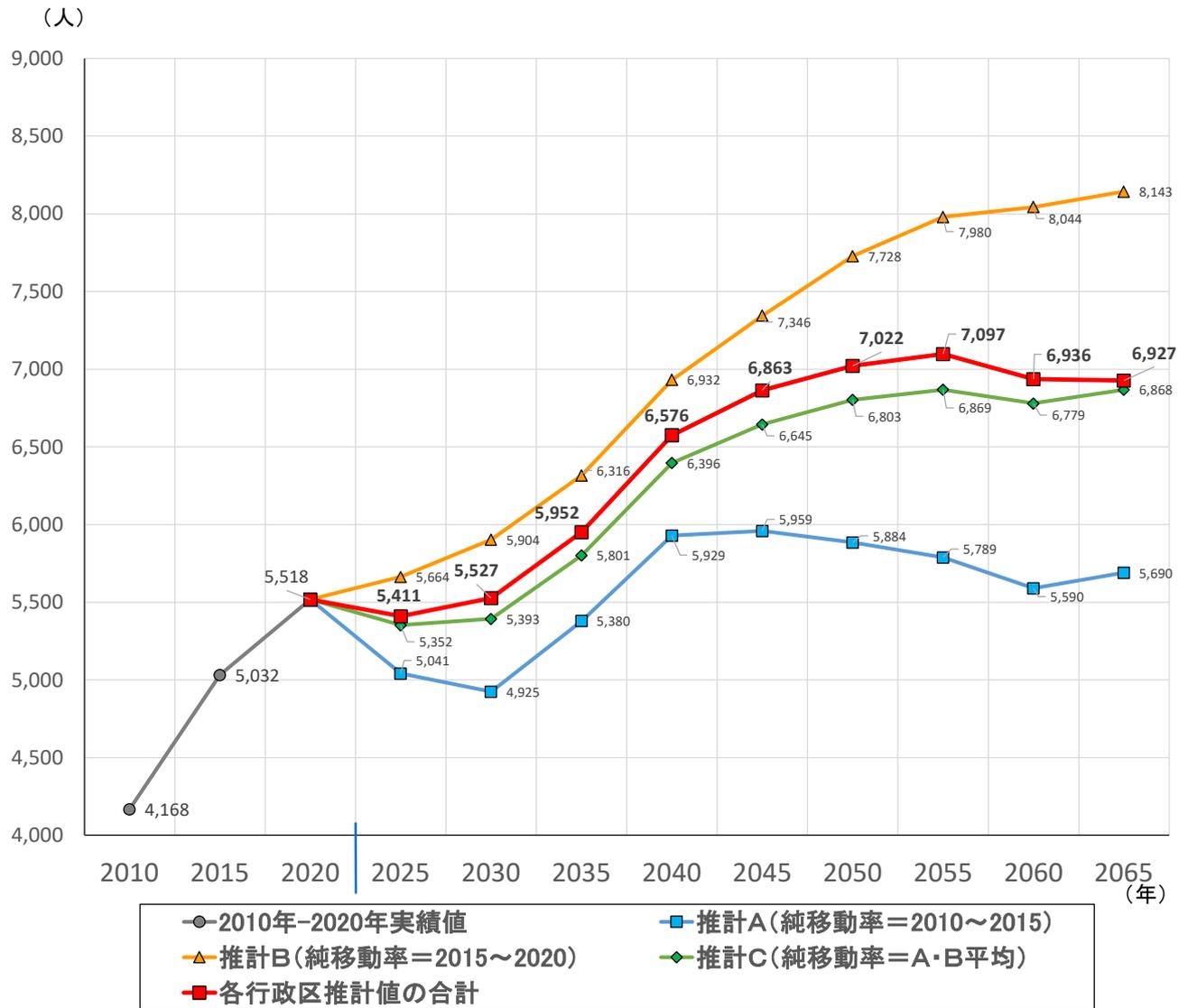
■年少人口推計結果



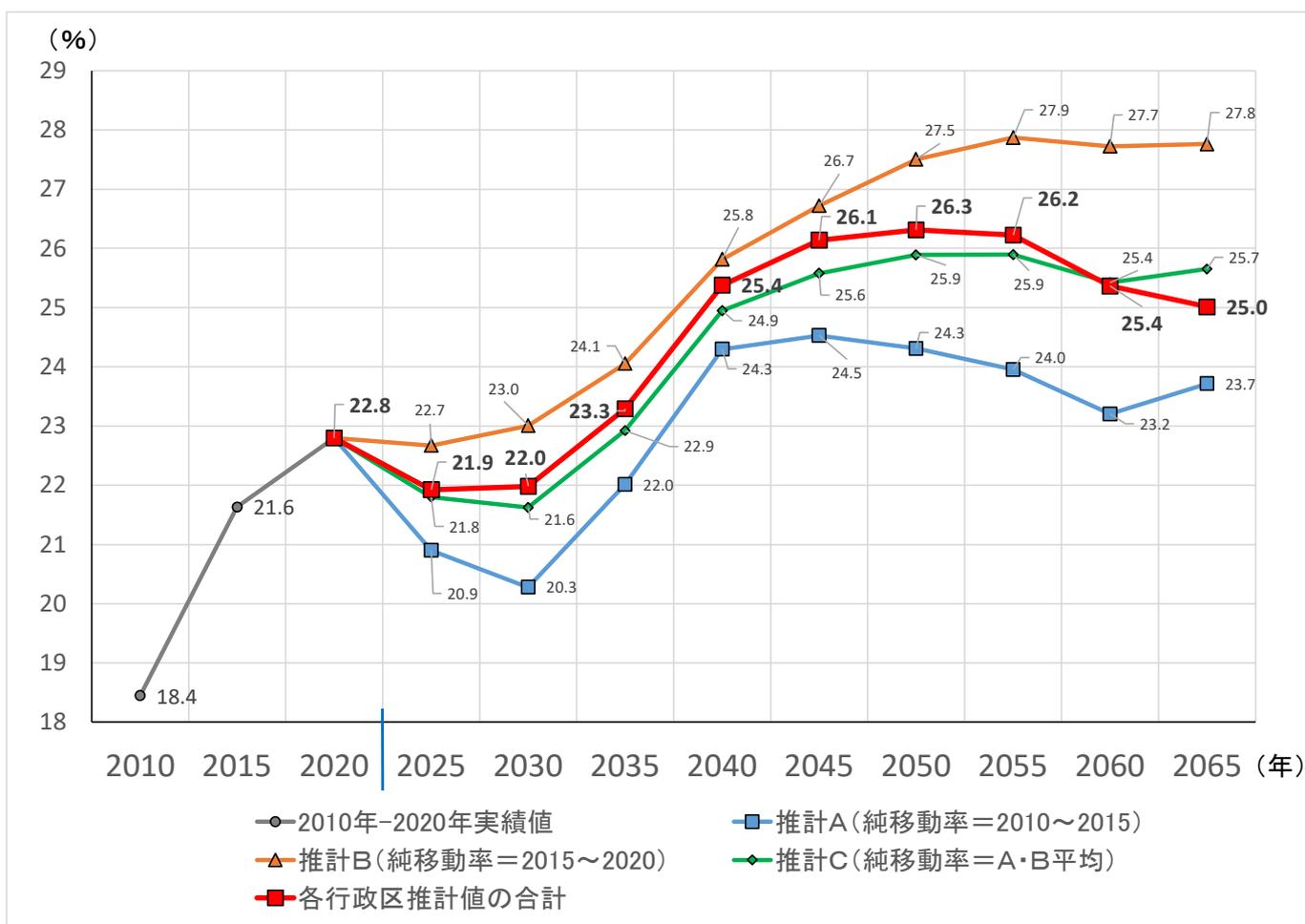
■生産年齢人口推計結果



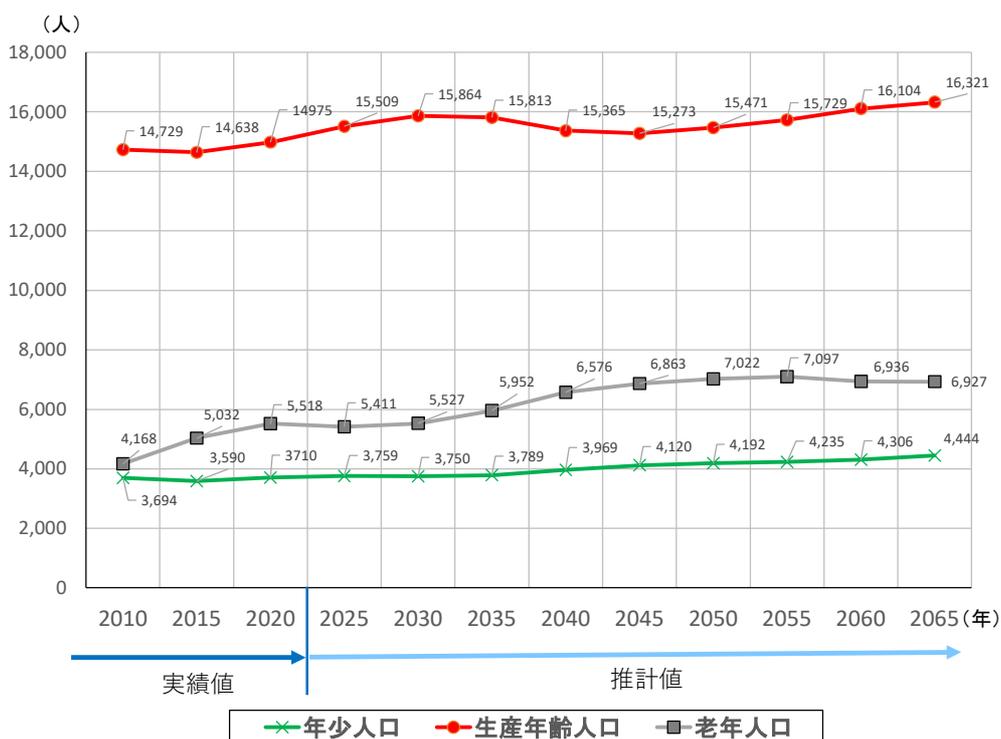
■老年人口推計結果



■老年人口比率結果



■年齢3区分別人口の推移 (各行政区推定値の合計)



3. 国・県のビジョンの動向と第7次大口町総合計画における想定

- 国の長期ビジョンでは、国民の希望が実現した場合は2030（令和12）年に出生率1.80程度まで、2040（令和22）年に2.07程度に向上すると見込んだ上で、2060（令和42）年に1億人程度の人口を確保するとしています。
- また、第2期愛知県人口ビジョンにおいても、出生率を国と同様の1.80、2.07程度まで向上すると仮定して、また、過去25年（1990～2015）の平均移動率で推移すると仮定して推計を行った結果、2025（令和7）年頃に756.1万人でピークを迎え、2060（令和42）年に721.1万人の人口確保が県として活力を維持する上での人口の目安として示されています。
- 同時並行的に中間年度の見直し作業を進めた第7次大口町総合計画（改訂版）では、改定前に引き続き、まちづくり戦略の1つとして『若い世代の移住・子育て支援』ーバランスある人口構成を持続させていくための戦略ー」を掲げ、人口減少社会、超高齢社会がより一層進行することが予想される将来にわたってバランスある人口構成を持続していくことを目指しています。
- そして、全国的に人口減少が進む中であっても、本町の人口は人口減少局面を迎えることなく、今後も将来にわたって緩やかな人口増加傾向を維持するものと予想し、第7次大口町総合計画の目標年次である2025（令和7）年の将来人口は24,500人と想定しました。

4. 目指すべき方向と人口の将来展望

- これまで本町では、農村的な環境と調和したバランスのとれた暮らしやすいまちを形成するため、都市開発を進めるなど積極的な人口増加策はあえて進めてきませんでした。
- しかしながら、人口増加基調が続く本町であっても、人口減少社会、超高齢社会は、将来的には決して無縁とは言えないことから、今後とも本町が持続的に発展していくためには、引き続き、バランスある人口構成と活力ある産業を実現していく必要があるとの認識から、オーダーメイド方式による企業用地の確保を進めてきました。また、民間事業者による住宅開発も容認してきました。
- こうしたことも要因の一つとなり、ここ数年の間、合計特殊出生率が1.80前後で推移しており、子どもの数も増加しています。
- 農村的な環境に配慮しながら適正な住宅系・工業系な市街地の誘導を図りつつ、引き続き、結婚・出産を望む人が安心して結婚や出産ができるような環境を整えるとともに、10代後半から20歳代の若い男性が転入超過になっているという産業のまちならではの本町の特性・強みを踏まえ、こうした若い世代が結婚期を迎えた時に本町に定着して暮らしていく諸条件を整え、本町で結婚・出産し、子育て期を過ごし、愛着を持って、定住をしてもらえるような施策を総合的に進めることで出生率の維持向上を目指します。
- また、子育て世代をはじめとした若い世代をターゲットにしたシティプロモーションを引き続き進めることによって、新婚世帯・子育て世帯を中心とした世帯を呼び込み、将来にわたって常に若い世代が持続的・安定的に本町に定住している状況を創出し、活力があり、持続的に発展していく大口町を目指していきます。
- そして、前記の通り4つの方法で推計した将来人口のうち、各行政区のこれまでの人口推移や住宅等の開発状況、今後の住宅等の開発見込みなどを加味した現実的な推計方法であることなどの理由から、次のように、「各行政区推計値の合計」を本町の将来人口として採用するものとします。

将来にわたって1.80前後の合計特殊出生率が持続することを見込み、
2040（令和22）年で25,900人程度の人口を見込みます。

第2部 総合戦略

第1章 総合戦略の位置づけと推進体制

1. 総合戦略と総合計画との関係性

「総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国や県の総合戦略を勘案しつつ、本町の実情を踏まえて策定したものです。

本町の最上位計画である「第7次大口町総合計画」〔計画期間：2016（平成28）年度～2025（令和7）年度〕では、人口減少時代と超高齢社会の到来と本格化を見据え、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念として掲げています。また、こうした時代認識の下で、基本計画総論では、人口減少時代と超高齢社会に備えて持続的に発展するまちを形成するために、将来を見据えながら戦略的かつ総合的な観点から各種施策・事業を推進していく際に、あるいは、新たな事業を立案し、それらを実施していく際に常に念頭に置くべき考え方や指針として、「まちづくり戦略」を設定しています。

「総合戦略」は、「人口減少と地域経済の縮小の克服」という側面から「第7次大口町総合計画」を実現していくための基本目標と施策及びKPI（重要業績評価指標）を定めたものであり、特に、「第7次大口町総合計画」の基本計画総論の「第3章 まちづくり戦略」で位置づけている施策と完全整合を図りながら推進していくべき性格を持った事業方針として位置づけられます。

2. 国の総合戦略との関係性（新たな2つの視点）

国の第2期「総合戦略」では、横断的目標として次の2つの視点が示されました。本町の総合戦略の策定及び推進にあたっては、この2つの視点を踏まえるものとします。

新たな視点1 多様な人材の活躍を推進する

地方創生の一層の推進のため、多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めます。活気あふれる地域をつくるため、若者、高齢者、女性、障がいのある方、外国籍住民等、誰もが居場所と役割を持ち活躍できるまちづくりを進めます。

新たな視点2 新しい時代の流れを力にする

■ Society 5.0の実現

Society 5.0の実現に向けた技術（未来技術）は、自動化による人手不足の解消や、地理的・時間的制約の克服が可能であり、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民の生活の利便性と満足度を高める効果や地域の魅力を高める効果が期待されています。このため、未来技術の活用の推進によって地域課題の解決や魅力ある地域を目指します。

■SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の実現

国は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するにあたっては、持続可能な開発目標 (SDGs) の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の推進につなげることができるとしています。本町においても、SDGsの要素を「総合戦略」に取り込み、地方創生の推進に取り組みます。そのため、SDGsの17の目標のアイコンを記載します。

※Society5.0

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※SDGs

Sustainable Development Goals の略で2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標となるもの。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の目標、169のターゲット、232の指標が定められている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めたさまざまな立場の人が取り組むべき目標とされている。

《参考 : SDGsの17の目標》^{ゴール}

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。



17の目標は大きく分けて、3つの視点に分類できます。

目標1～目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7～目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標13～目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

SDGsの17の^{ゴール}目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意訳文 自治体の果たし得る役割
	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食糧確保に貢献することもできます。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>

ゴール 目標	目標の意訳文 自治体の果たし得る役割
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>すべての人々に、安価かつ信頼できる持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくる</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>各国内及び各国外の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包括的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、市民対象の環境教育等を行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>

ゴール 目標	目標の意訳文 自治体の果たしえる役割
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO 等多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

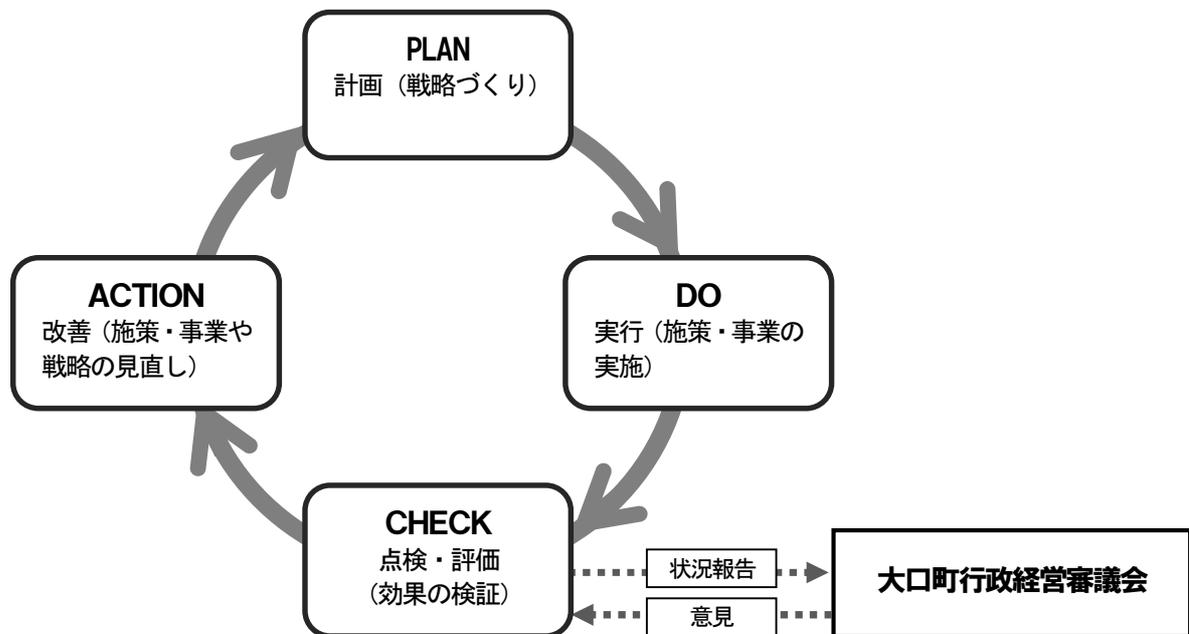
出典：私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－

3. 総合戦略の推進及び進行管理体制

「総合戦略」で位置づけた施策・事業は、関係部署相互の緊密な連携と協働によって、総合的かつ効果的に推進します。また、「総合戦略」では、進捗状況を検証するため数値目標とKPI＝「重要業績評価指標」を設定し、「総合戦略」の計画期間である2025（令和7）年度まで、毎年その効果について検証を行うこととします。

評価・検証にあたっては、外部委員を構成員とした検証組織を設置し、幅広い視点から多角的な意見をいただきながら評価・検証を行うものとします。

また「1. 総合戦略と総合計画との関係性」でふれたように、「総合戦略」は、本町の最上位計画である「第7次大口町総合計画」、中でも基本計画総論の「まちづくり戦略」で位置づけている施策と完全整合を図りながら推進していくべき性格のものです。このため、3年間の計画期間としたローリング方式で毎年度見直しを行っている経営計画によって進行管理をしつつ、推進のための予算措置を図っていくものとします。



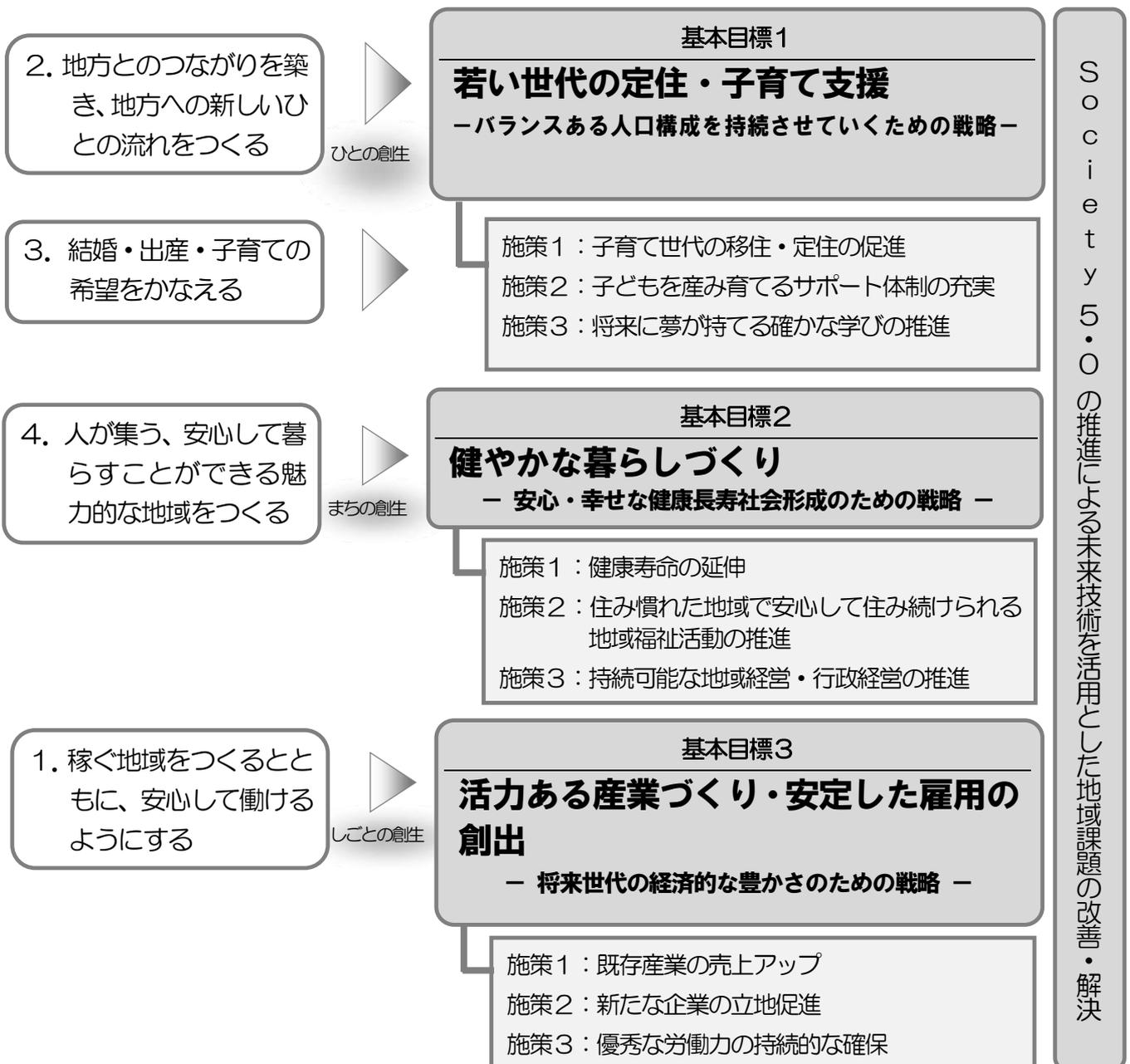
第3章 基本目標と施策体系

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標と2つの横断的な目標を踏まえつつ、第7次大口町総合計画と第1期大口町総合戦略の継続性を考慮し、基本目標を原則として踏襲することにしました。そして、めざすべき方向として、以下のように3つの基本目標と1つの横断的な目標を設定しました。

そして、この基本目標を具現化するため、「人口減少と地方創生」という観点から総合的かつ戦略的に進めるべき既存の施策・事業の整理と 新規施策・事業を改定しました。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 (国)の基本目標

大口町の基本目標と施策体系



第4章 基本目標ごとの戦略の基本方向と具体的な施策

基本目標1：『若い世代の定住・子育て支援』

－ バランスある人口構成を持続させていくための戦略 －

ゴール
SDGsの目標



背景と戦略の基本方針

社会動向

- 戦後間もない第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込み、近年は微増傾向が続いているものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。
- 我が国全体の人口は、2004（平成16）年をピークに減少傾向に転じ、2060（令和42）年には1億人を下回ると推計されています。
- 少子化や本格化する人口減少社会への対応が大きな社会課題になっています。

本町における動向・優位性

- 自然増加と社会増加に支えられ、長期的な将来にわたって、人口増加傾向が続いていくことが予想されます。
- 子育て世代にあたる30歳代後半～40歳代の人口構成比が比較的高く、また、合計特殊出生率が国や県よりもかなり高い水準にあります。
- 企業が多く立地していることもあり、15～25歳の就職期にある若者（特に男性）が転入超過になっていますが、定着せずにある一定の年齢になると転出するような状況もうかがえます。
- 保育サービスやNPO団体等との協働による子育て支援の取組等が充実していることもあり、子育て期にあたる30歳代についても転入超過にあります。

戦略の基本方針

- 多くの自治体が少子高齢化や人口減少が進行している中であって、未だに若い世代が転入するなどによって人口増加基調が続いており、少子化、人口減少に対して先手を打つ猶予があるという本町の優位性を活かし、独身の若者や子育て世代が「大口町に移り住んで、結婚をして、子どもを産み育て、住み続けたいまち」、「高齢化が進行しても、将来にわたって一定のバランスのとれた人口構成が持続する活力のあるまち」の実現を目指します。
- このため、「結婚して新婚生活をおくるならば大口」、「子どもを産み育てるならば大口」というように、若い世代の人たちに居住地として選択されるよう、「①子育て世代の移住・定住の促進」、「②子どもを産み育てるサポート体制の充実」、「③将来に夢が持てる確かな学びの推進」の3つの視点に立ちハード・ソフト両面から子育て世代の移住・定住や子育て支援等を総合的に進めます。

数値目標

指 標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
合計特殊出生率	1.74 (平成25年度～ 平成29年度平均)	1.74 (平成30年度～ 令和4年度平均)
年少人口(0～14歳)の数	3,710人	3,800人
安心して子どもを産み育てられるまちとしての魅力の満足度	70.8%	75%

推進施策

施策1 子育て世代の移住・定住の促進

【施策の基本方針】

- 母子保健サービスや保育サービス、NPO団体等の協働による子育て支援の取り組みが充実していることや田園景観が残り、通勤や買い物にも比較的便利で良好な居住環境を享受することができることなど、子育て世代にとっての住みやすいという本町の良さを対外的にPRするシティーセールスを戦略的に進めていくため、大口町シティプロモーション戦略に基づき、引き続き住民協働型のプロモーションを実施します。
- 子育て応援住宅認定制度の創設や子育て応援空き家バンクの開設、若い世代の近居・多世代同居支援、リフォーム支援制度の創設、地元企業で働く若者等の町内定着を図るための住替え支援事業の展開など、若い世代や子育て世代がライフステージに応じて比較的安価に暮らせる良好な住宅の供給等の支援を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指 標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
大口町のマスコミ登場件数	153件/年	160件/年
子育て支援拠点の年間利用者数	3,014人	4,920人
社会増(転入超過)数	66人/年	70人/年

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
シティプロモーションの実施	63114	バランスある人口構成による本町の持続的な発展を図るため、大口町プロモーション戦略に基づき、「子育て世代をはじめとした若い世代の定住を進める」をねらいとしたシティプロモーションを住民協働により展開します。

個別施策名	施策コード	内容
地域ぐるみの子育て文化づくり	11122	<p>地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、おおぐちっ子まつりをはじめとした各種行事や子育て講演会、子育て情報誌「ぎゅっと」の発行等を通じ、地域の人たちが子どもたちと関わりを持てる機会づくりに努めます。</p> <p>また、すくすくサポート事業の会員拡大やドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化、子育てサークルや子育てボランティアの育成と協働による子育て関連事業の実施など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。</p>
住宅市街地の居住環境の向上	32211	<p>快適に暮らし続けることができる魅力ある居住環境を維持・向上していくために、現在の中低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を進めます。</p> <p>また、人口減少時代に対応した住宅地の持続的な維持・発展を目指し、官民連携による若い世代の移住・定住の促進方策や地区住民が主体になって安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを進めていく方策について検討し、その実施に努めます。</p>
子育てに優しい住宅の供給促進等の検討	32322	<p>持続的発展ができる人口バランスのあるまちを目指し、子育て世代を対象とした子育て世帯向けの優良な賃貸住宅や分譲住宅の供給促進、子育て世代に着目した移住・定住促進や住み替え促進につながるような施策や事業を検討し、その推進に努めます。</p>

施策2 子どもを産み育てるサポート体制の充実

【施策の基本方針】

- 不妊治療女性の大幅な増額を検討している国の動向をみながら、不妊に悩み治療をうけている家庭への支援の充実を図るなど、子どもを産みたいという希望を叶える施策を展開します。
- また、産前産後サポートの充実を図るなど母子保健サービスの充実や多子世帯支援の充実、低年齢児保育の定員枠の拡大や放課後児童クラブの充実、子育て支援・子育て相談拠点の充実、ドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化など、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。
- また、こうした一連の子育て支援策をパッケージ化して、町内外にわかりやすく情報発信することによって、「結婚して、子どもを産み育てるならば大口」の実現を目指します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
出生数(年間)	212人	240人
乳児家庭全戸訪問数の割合	98.7%	99%
0～2歳児保育の定員数	207人	282人

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
妊娠を望む夫婦に対する支援	21112	子どもを生み育てたいという希望を持ちながらも子どもに恵まれない夫婦に対して、人工授精に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、国の制度の動向を見据えながら制度の充実について検討します。
妊娠・出産後初期からの健康管理の支援	21113	妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産ができるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用・妊婦歯科健診の助成及び健診の受診促進、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。 また、育児不安の高まる産後1か月間の健診や早期に相談や家庭訪問ができるよう支援の充実を図ります。
産前産後サポートの充実	21115	晩婚化・晩産化等を背景とした里帰り出産を選択しない妊産婦の増加や核家族化の進行など、出産や産後をめぐる社会状況が変化する中で、妊産婦が安心して産前産後を過ごすことができるよう、産前産後サポートの充実を努めます。
福祉医療費助成制度の継続	23110	少子高齢化や人口減少時代において本町を持続的に発展させていく観点から、近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、また、幅広い観点から、様々な可能性を模索しつつ、福祉医療費助成制度の継続に努めます。 また、制度の充実について国・県に要望します。
保育サービスの充実	11111	「子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」に沿って、通常保育については、特に依然として増加傾向にある0～2歳児の保育を保育士の人員確保や施設整備を図りながら拡大します。また、0～2歳児保育の増加に伴って増加傾向にある3～5歳児保育需要にも柔軟に対応します。さらに、延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実を努めます。
保育施設の充実	11112	安全・安心で快適な保育環境を確保するため、老朽化している西・南保育園の計画的な改修等を検討します。 また、0～2歳児保育のニーズがより一層高まっていくような事態が今後とも起こることも視野に入れつつ、そのためのスペースやトイレ等の施設整備・充実を努めます。
継ぎ目のない教育・保育サービスの提供	11113	就学前の子どもたちに格差のない教育・保育を一体的に提供していくため、町立保育園、私立保育園、私立幼稚園との連携による職員研修や交流を深め、その質の向上に努めます。 また、幼稚園や保育園から小学校入学時への継ぎ目のない教育を図るために、各小学校や幼稚園、保育園の関係者で構成する連絡会議を引き続き開催するとともに、小学校から中学校への円滑な移行に対応するための連携強化に努めます。
放課後児童クラブの充実	11114	小学校6年生までの受入れや夏休み等の長期休暇期間中の利用ニーズに対応するため、施設の増設や学校施設の有効活用を図りながら、児童クラブ施設の充実を図ります。 また、必要な支援員の確保及び質の向上に努めるとともに、持続的に放課後児童クラブを運営していくための利用料について、調査検討を進めます。
子育て支援・相談拠点機能の充実	11121	2017（平成29）年度に北保育園内に開設した子育て支援センターと保健センターの双方を合わせて本町の子育て支援の中核拠点「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、保育園や幼稚園、児童センター及び子育て支援のNPO等と連携し、妊娠・出産を経て

個別施策名	施策コード	内容
		子育て期に至るまでの切れ目ない包括的かつ専門的な子育て支援を進めます。
地域ぐるみの子育て文化づくり	11122	【再掲】
親と子どもの居場所づくり	11132	町内3か所の児童センターで開催している「めだか広場」「コアラ広場」「ちびっこ広場」「なかよし」といった「広場事業」及び北児童センターや中学校、保健センターを会場に開催している「親子ふれあい広場」と保育園の園庭開放など、子育て中の親子が遊びを通し、交流しながら悩みを語り合う居場所づくりを子育て支援の住民団体等との協働によって進めます。
シティプロモーションの実施	63114	【再掲】

施策3 将来に夢が持てる確かな学びの推進

【施策の基本方針】

- ティームティーチングの継続実施や専科教員による授業、学校支援地域本部による授業や学校行事の運営サポートの充実、地域連携等による学習支援の実施、就学助成制度や奨学金の充実など、家庭の経済状況に影響なく、子どもたちの誰もが将来に夢が持てるような確かな学力を身に付けることができる教育を推進します。
- 子どもの頃から仕事観を持ち、就職期には、自分に合ったやりたい仕事に就けるようにするため、中学校における職場体験学習をより一層充実します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
子どもたち（小・中学生）がのびのびと育っていると感じている町民の割合	75.8%	77%
奨学金利子補給事業の実施件数	59件 (令和2年度)	70件
中学生の職場体験学習の受入れが可能な事業所の数	78事業所	80事業所

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
教育の質の向上	12111	児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせたきめ細やかな指導を充実するために、担任や講師の連携及び指導力の向上を図るとともに、少人数授業やティームティーチング、専科教員による専門性の高い授業を通して、基礎学力の定着や発展的な学習の充実に努めます。
特色ある教育の推進	12112	各小学校において、地域との連携を通じて、読書指導や音楽、環境教育など、地域特性を生かした特色のある独自の教育・学校づくりを進めます。 また、中学校においては、教科ラウンジの活用を促進する取り組み

個別施策名	施策コード	内容
		みに合わせ、学校支援本部活動と連携し、新たな生徒の学びの場を設けます。 さらに、部活動の在り様を確認し、その達成のために地域の団体や指導者等と連携します。
教員の指導力向上	12113	各学校において、各種研修への参加を通じて教職員の教育に対する指導力の向上を図ります。 また、本町が目指す教育の方向性を共有しつつ、一貫した指導を行えるように、小学校間や小学校と中学校の連携を図りながら研究課題を設定し、教員研修の充実に努めます。
きめ細かい支援体制の充実	12121	特別な支援を要する児童生徒に対する支援のほか、学校運営の支援を幅広く行う学校支援員の適正な配置を進めます。 また、食物アレルギーをもった児童生徒への対応やフッ化物洗口の拡充、学校支援地域本部との連携による保健室サポーターなどの派遣により、一人ひとりの特徴に応じたきめ細かい支援体制を充実します。
保護者の経済的負担の軽減	12124	貧困の連鎖によって子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金の充実により、家庭の経済状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図り、継続的な学習環境の支援に努めます。
義務教育後の教育支援	12125	子どもの誰もが家庭の経済的事情に左右されることなく中学校卒業後も学べる機会が得られるよう、次世代育成事業特別会計により社本育英事業を継続し、新たにこども未来応援事業により就学支援を進めます。
情報化に対応した施設・設備の充実	12132	児童生徒1人1台タブレット端末体制を活用した授業を的確に実施していくため、教員の指導力強化や、端末機の学校外での利用を検討し、児童生徒の情報活用能力の向上を一体的に推進します。 また、学校内のネットワーク環境を充実するとともに、機器の管理や入れ替えなどを計画的に進めます。
家庭・地域との交流・連携活動の充実	12142	「大口の子は大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域が有機的に連携を図りながら本町の教育の基本方針を共有するとともに、地域で学校を支える意識を高めるために、学校支援地域本部事業を通じた地域ボランティアによる学校運営のサポート活動などを促進します。
生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討	23220	子どもの貧困と貧困の連鎖を防止するため、愛知県尾張福祉相談支援センターと協議を進め、生活困窮世帯で育つ子どものための居場所の提供や学習支援、養育支援に関わる事業実施について検討を進めます。
中小企業のPRと人財確保のための支援	52222	企業のPRと人財確保を支援するため、事業所や商工会等各関係機関と連携し就職フェアの継続実施と内容の充実に努めるとともに、従業員の人財確保・雇用継続を目的に福利厚生充実のため、中小企業退職金の新規加入者に対する補助を検討します。 また、将来、町内企業が希望の就職先となり得るよう中学生の職場体験学習の推進を図ります。

基本目標2：『健やかな暮らしづくり』

— 安心・幸せな健康長寿社会形成のための戦略 —

ゴール
SDGsの目標



背景と戦略の基本方針

社会動向

- 我が国の高齢化率は上昇を続け、2020（令和2）年（8月確定値）には、高齢化率が28.7%で、国民の4人に1人超が高齢者という状況になっています。
- 2035（令和17）年には33.4%と3人に1人が、そして、2042（令和24）年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇し続け、2060（令和42）年には39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。
- 2019年（令和元）年の日本人の平均寿命は女性が87.45歳、男性が81.41歳となり、ともに過去最高を更新しています。
- しかしながら、健康寿命との差は、男性では8.84年、女性では12.35年あり、介護等を要する期間が長い状況にあります。
- 後期高齢者のウエイトが高まる中、高齢化のより一層の進行に伴う諸問題への対応が大きな社会課題になっています。

本町における動向・優位性

- 高齢化は着実に進行しており、既に超高齢社会に突入しています。しかしながら、県下でも高齢化率が低い水準にあります。
- 超高齢社会の本格化に向けて先手を打つ時間的猶予があると捉えることができます。
- 高齢者の増加に伴って介護保険給付費は増加傾向にありますが、介護保険サービス受給率は比較的低い水準にとどまっています。
- 周辺にはプールを廃止するような自治体もみられるようになっていく中で、本町には温水プールがあります。また、健康文化センター内には、トレーニングセンターが整備されています。
- NPO団体と連携した体力測定事業「2万人体力測定」や「健康マーじゃん」といった特徴的な取組も行われています。
- 助け合い・支え合いの地域福祉活動を推進する組織基盤としても期待される地域自治組織が小学校区単位で設置されています。

戦略の基本方針

- 超高齢社会の本格化に向けて先手を打つ時間的猶予があることやハード・ソフト両面の健康づくりインフラがあるという本町の優位性を活かし、「助け合い・支え合いの温かな地域社会に支えられながら、いつまでも健康でいきいきと長生きできる安心・幸せな健康長寿社会」の実現を目指します。
- このため「①健康寿命の延伸」、「②住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進」、「③持続可能な地域経営・行政経営の推進」の3つの視点から戦略的かつ分野横断的な総合行政によって健やかな暮らしづくりを進めます。

数値目標

指 標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「健康である」「まあまあ健康である」と感じている人の割合	アンケート 未実施	88%
健康寿命	未集計	男性：73歳 女性：76歳
経常収支比率	74.2%	75%以内

推進施策

施策1 健康寿命の延伸

【施策の基本方針】

- 保健や高齢者福祉、生涯学習、スポーツといった分野横断的で多角的なアプローチによる「健康づくりサポート」を進めます。このため、健康推進員や元気づくりサポーター、健康づくり活動団体との協働による健康づくり活動の企画・事業運営や介護予防を進めます。
- また、保健師等による健康教育・指導や食生活改善プログラムの作成及び健診結果と結びつけた健康文化センターのトレーニングセンターや温水プールにおける運動プログラムの作成・実施（マシンやプールで健康づくり）、生涯学習を通じた生きがいづくり、体力測定の実施によるスポーツに取り組むきっかけの提供などを進めます。
- 役場の南に新たに公園「(仮称) 役場南ひろば」を整備するとともに、五条川沿いの散策環境の充実や公園・広場等における健康遊具の設置（いきいき健康広場づくり）や利用しやすいスポーツ施設の運営など、ウォーキングやランニング、軽運動などがしたくなる「健康インフラづくり」を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指 標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
歯周病予防健診の受診者数	217人	300人
特定健康診査の受診率	49.7%	65%以上
特定保健指導実施率	20.9%	65%以上
住民主体の通いの場への参加	アンケート未実施	70人

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
生活習慣の改善支援の充実	21213	<p>生活習慣病やその予備群の人が重症化及び増加しないよう、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組めるようにするため、健康診査事後説明会や個別相談・個別健康教育等の充実と保健指導の利用者の拡大に努めるとともに、スポーツ関連施設と連携して運動プログラムを作成するなど、継続した支援につながるように努めます。</p> <p>また、疾病の重症化の予防を図るため、特定健康診査や特定保健指導の対象外となっている人に対しても健診結果が生活習慣改善へと結びつくよう、保健指導から健康教室等へつなげていきます。</p>
地域における健康づくり活動の推進	21222	<p>住民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、健康推進員や健康づくり活動団体とともに、体力測定やポールウォーキングなどの健康づくり活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動やそれを自主的に実施するグループやサポーターを育成し、その活動を支援します。</p> <p>また、老人クラブや民生委員・児童委員や地域自治組織等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり活動を推進します。</p>
高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	21230	<p>介護されることが必要となる状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発に努めるとともに、参加しやすくなるような企画や運動プログラムの開発など参加しやすい環境づくりに努めつつ、介護予防教室や口腔機能向上教室等を実施します。</p> <p>また、住民主体による介護予防の推進を図り、体操を通じて高齢者を支え合う地域づくり、生きがいづくりに努めます。</p> <p>さらに、認知症に対する理解促進と認知症予防のための事業展開に努めます。</p>
高齢者の生きがいづくりの支援	22112	<p>高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを支援するため、高齢者教室をはじめとした生涯学習の充実を図るとともに、ポールウォーキングやグラウンドゴルフ等、軽スポーツの普及促進を図ります。</p> <p>また、高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点施設である老人福祉センター（憩いの四季）や温水プール、トレーニングセンター等の関係機関と連携して施設利用の促進を図ります。</p>
高齢者の地域における居場所づくりと交流促進	22121	<p>高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、社会福祉協議会を通じて、町内各地における「ふれあい・いきいきサロン」の開設支援と活動内容の充実に努めます。</p> <p>また、高齢者に対する敬愛意識の向上を図るため、各地区で開催している敬老会を支援するとともに、町内保育園や児童センター、介護保険関連施設等で実施している多世代交流の場の充実に努めます。</p>
生涯学習を通じた生きがいづくり	41113	<p>より多くの住民が、生涯学習活動を行うことにより、その成果を活かし、地域の仲間や居場所を得て生きがいを得られるようにするため、生涯学習関連団体への情報発信の支援や自主的な地域活動・サークル活動を支援します。</p>
生涯スポーツの普及	41411	<p>乳幼児から高齢者までの多様な世代やライフスタイルに応じて、多くの住民が気軽に参加でき、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、参加しやすく健康にも意識したスポーツ教室やレクリエーション、イベントを開催し、生涯スポーツの普及と振興に努めます。</p> <p>特に、30～50歳代の現役世代が運動習慣を身につけられるような</p>

個別施策名	施策コード	内容
		スポーツの紹介・普及に努めます。
スポーツ施設の機能充実	41431	多様化するスポーツニーズに対応するため、指定管理者制度を継続し、利用に関する情報提供や利便性の充実、各スポーツ施設における適正な管理・運営を進めます。 また、日常の施設管理と合わせて、長期的な展望を踏まえた施設・設備の修繕や改修などについても、指定管理者と連携協力して問題解決にあたります。
五条川沿いの散策環境の充実	51313	五条川及びその周辺は多くの住民にとって親しみと愛着があり、安全・快適に散策を楽しむことができる場としていくため、住民との協働による尾北自然歩道の適正な維持管理に努めます。 また、案内看板等の工作物の老朽箇所もみられることから、定期的な施設の点検と計画的な施設の修繕・更新に努めます。
新たな公園等の整備	51411	快適で健康的な生活環境や子どもたちの健全な遊び場を創出していくため、大口町都市計画マスタープランに沿って、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。 また、土地利用方針に位置づけている行政文化ゾーンの機能の充実と公共施設間の連続性を確保するため、「(仮称) 役場南ひろば」の整備を進めます。
既存の公園等の魅力化	51412	地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、住民参加を進めるなど地域住民のニーズを反映させた特色のある公園づくりについて調査・検討を進めます。
計画的な施設の更新と維持管理の推進	51421	誰もが安全・安心かつ快適に公園等が利用できるようにするため、樹木の剪定や清掃等の維持管理を進めるとともに、遊具やトイレ等の公園施設の計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と施設の長寿命化に努めます。

施策2 住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進

【施策の基本方針】

- 高齢期を迎えて生活をしていく上で何らかの支援や介助が必要になっても、住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにするため、高齢者の居場所づくりや地域における見守り・安否確認の取り組みなどの地域福祉活動を促進します。
- また、社会福祉協議会の機能強化や地域自治組織と連携した地域福祉活動の推進母体の設置などの地域福祉の推進体制づくりを引き続き進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ふれあい・いきいきサロンの開設数	20か所	25か所
認知症サポーター養成累積数	2,143人	2,300人
高齢者の見守りに関する協定書の事業所数	50事業所	60事業所

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
高齢者の地域における居場所づくりと交流促進	22121	【再掲】
認知症高齢者に対する理解促進と家族支援	22122	<p>認知症に対する正しい理解を深め、地域で見守ることのできる体制づくりを進めるため、引き続き、認知症サポーター養成講座をはじめとする『認知症勉強会』や『認知症高齢者徘徊捜索訓練』を開催するとともに、認知症の方やその家族への支援策の入口ともいえる『認知症ケアパス』の普及啓発に努めます。</p> <p>また、認知症の高齢者等を介護する家族の心理的負担を軽減するため、「仮称：認知症家族会」の設置を検討するとともに、認知症の当事者が自発的に活動できる『認知症カフェ』の充実に努めます。</p> <p>引き続き、地域包括支援センターをはじめ認知症地域支援推進員や認知症支援チームと連携し、認知症の本人及び家族に対し、初期支援を包括的・集中的に行います。</p>
地域包括ケアシステムの構築	22131	<p>地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力し、高齢者一人ひとりの身体状況や生活状況等に応じた、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。</p> <p>このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会の体制強化や地域ケア会議の充実に努めるとともに、尾北医師会等の関係機関と協力して、医療・介護連携の推進や訪問診療等の在宅医療ケアの促進に努めます。</p>
地域における見守り・支援体制づくり	22132	<p>高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。</p> <p>このため、「高齢者見守り連絡会」の開催を通じて、地域住民や社会福祉協議会とともに、高齢者の見守り体制に関する検討や活動の実践を進め、町内外の事業所（新聞販売店、飲料販売店、金融機関、集配業者等）との協定による、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の安否確認、認知症高齢者の徘徊行方不明時における捜索体制の強化に努めます。</p>
地域福祉推進のための方針等の検討	22310	<p>現在、社会福祉協議会が中心になって取り組んでいる地域福祉を、行政と事業者、地域住民やボランティア団体が一体となり、より一層連携して総合的に推進していくための指針となる地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定を検討します。</p>
地域における見守り・支援体制づくり	22341	<p>高齢者や障がいのある人などが安心して地域で生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。</p> <p>また、支援が必要な高齢者等の情報が、町や地域包括支援センターなどの関係機関へ伝わるように高齢者等情報交換会を継続します。</p>
社会福祉協議会の機能強化	22331	<p>社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担えるよう、組織力や活動の強化のための支援を進めます。</p>

個別施策名	施策コード	内容
小地域福祉活動の促進と体制づくり	22334	ふれあいサロンや高齢者等の見守り活動などの小地域福祉活動が町内各地区で行われるよう、活動グループの育成や活動起こしに努めます。 また、3つの地域自治組織内における小地域福祉活動の推進母体となる部会等の設置を検討するなど、小地域福祉活動をまずは地域展開していくための体制づくりを進めます。
避難行動要支援者の支援体制づくり	22342	災害時に備え、避難行動要支援者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、「大口町避難行動要支援者支援体制マニュアル」に沿って、個別支援計画を作成するなど、災害発生時における地域での避難支援が迅速に行われる体制の充実に努めます。 また、避難行動要支援者が適切な避難生活を送れるよう、地域の社会福祉施設を福祉避難所として活用できるよう努めます。
集会場等地区施設の有効活用の促進	22351	地区の集会場や学習等共同利用施設等を地域福祉活動の拠点として位置づけ、地域住民が気軽に集える場づくりを支援するなど、施設の有効活用を促進します。
民間施設の有効活用の検討	22352	地域住民が身近な地域で気軽に集える多様な場を確保するため、住民等が自己所有する建物の一部、あるいは全部を地域の高齢者等の居場所として開放し、地域住民が主体的に運営していくなど、既存の民間施設を地域福祉活動の拠点として有効活用していく方策や支援策について検討します。

施策3 持続可能な地域経営・行政経営の推進

【施策の基本方針】

- 本町が将来にわたって持続的なまちであり続けるためには、まちづくりの基本理念「自立と共助のまちづくり」を進めていくことが必要不可欠であることから、その実現に向けて、地域自治組織が自立した地域活動団体として発展するよう人的・財政的な支援を充実するとともに、NPO団体等の住民活動団体の養成や活動支援制度の効果的な運用、大口町まちづくり基本条例の浸透を進めるなど、住民協働のより一層の活性化を図ります。
- また、公共施設の計画的な投資更新と管理・運営や「選択と集中」による予算執行を図るなど、効率的な行政経営や財政運営に努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
地域課題解決事業の実施数	6事業	15事業
ボランティア活動に参加している人の割合	20.1%	30%
実質公債費比率	0.6%	0.6%

【具体的な施策】

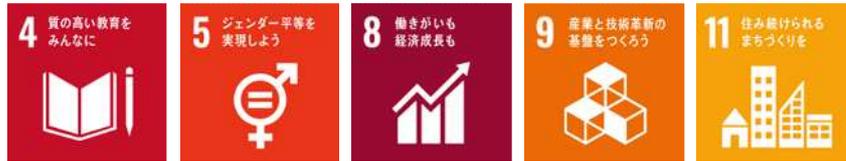
個別施策名	施策コード	内容
行政区の活動支援	61122	行政区は、住民の一番身近な地縁組織であり、地域住民の暮らしやすい生活環境を維持・発展させるため住民の意見集約を行い、その実現のため自主的に取り組みます。 行政は、その取り組みを支援します。
地域自治組織への支援	61123	地域自治組織が、地域の課題解決を積極的に担うことができるように、継続的にプロジェクト職員と地域担当職員を配置して活動の調整や支援を行います。 また、地域自治組織の活動へ理解を深め協力者を増やしていくため、活動の情報発信の積極的な支援や、地域自治への理解を促す講座・研修の開催など、意識啓発に努めます。
まちづくり意識の向上とNPO等の住民活動団体の支援	61214	子どもから高齢者まで、まちづくりの担い手である住民の幅広い参加を促進するため、様々な団体の活動に参加・体験できる機会や活動の実績や成果を知る機会などを提供します。 また、担い手やノウハウが不足しがちな住民活動団体に対して、ニーズに応じた人材発掘・育成のための研修などを実施し、団体の組織力の強化を支援します。
活動助成制度の効果的な運用	61215	町内のまちづくり団体やNPO団体が行う公益的な事業に対して、広報の支援や助成金交付などの支援を行う「まちづくり応援のしくみ」や協働委託事業等により、団体の成長や発展にあわせ、幅広い分野の活動を支援します。 また、こうした支援制度に関する情報を新たな団体に対して積極的に提供することによって、支援制度の利用促進を図ります。これによって、地域が抱える課題を住民団体の強みを活かし解決できるような取り組みとして、一層発展させていくよう努めます。
大口町まちづくり基本条例の浸透	61221	住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針となる「大口町まちづくり基本条例」が住民の暮らしに浸透し、より良いまちづくりに生かされるように、これまで以上に条例の意義や内容について積極的に広報活動を行い、認知度や理解の向上に努めます。
公共施設の有効活用と計画的な改修	62133	2017（平成29）年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」の実行性を確保するため、個別施設の長寿命化計画や再配置計画を策定し、また、廃止や統廃合も視野に入れつつ計画的な施設の改修、更新を図ります。これによって、財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、施設の有効利用を図ります。
自主財源及びその他の財源確保	62211	将来にわたり安定的な財源を確保するため、今後も計画的な都市基盤の整備とともに新たな企業誘致や産業振興を推進します。 また、未利用となっている町有財産の有効活用・売却や有料広告やネーミングライツパートナー事業などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の有効活用に努めます。
「選択と集中」による事業執行	62221	限られた財源を有効に活用するため、枠配分方式の中で行政経営計画による事業の「選択と集中」を行い、施策の費用対効果を意識した、健全で身の丈にあった予算編成を進めます。 また、部局間の情報交換による横の連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施などによって相乗効果を高め無駄を省くなど、効率的な事業の執行に努めます。 さらに、専門性を持つことでよりきめ細かに対応できるものと、各部局の連携により多面的に実施できる事業などを見極めながら、適正な事業実施を進めます。

個別施策名	施策コード	内容
健全な財政運営継続への取り組み	62222	<p>厳しい財政状況の中で、今後も健全な財政運営を維持していくため、生活インフラと公共施設の計画的な改修・更新や統廃合を検討します。</p> <p>また、計画的な町職員の定員管理による人件費の抑制、地域自治組織やNPO団体等の協働事業の促進、各種団体への補助金や負担金の見直しなどを行い、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行います。</p>

基本目標3：『活力ある産業づくり・安定した雇用の創出』

－ 将来世代の経済的な豊かさのための戦略 －

ゴール
SDGsの目標



背景と戦略の基本方針

社会動向

- 少子高齢化の進行、人口減少社会の本格化に伴って、日本の労働力人口は間違いなく減少し、経済成長に対してマイナスの影響を及ぼすことが懸念されています。
- また、消費・購買力が低下し、我が国の内需は縮小し、日本経済や地域経済が退歩していくことも懸念されています。
- その一方で、高齢者人口の急増に伴って社会保障費は増大し、国や地方財政をより一層圧迫することが予想されます。

本町における動向・優位性

- 現在の本町の経済的な豊かさは、昭和30年代に地域をあげて積極的な企業誘致施策を展開した先人たちの努力の積み重ねによるものであり、景気変動の悪影響を回避するために多様な業種構成になっているのが特徴です。
- 広域交通網の要衝の地であり、しかも航空宇宙産業の集積拠点である県営名古屋空港周辺等と至近にあり、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の一端を担っているという優位性があります。
- 東名高速道路からの本町へのアクセスである国道41号の車線拡幅も進み、より一層利便性が高まっています。

戦略の基本方針

- 先人が培ってきた経済的な豊かさを将来世代に受け継いでいくだけでなく、将来世代の暮らしの豊かさや持続可能な財政基盤を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉えて、「活力ある産業づくり」を目指します。
- このため、本町の産業振興の方策を検討し、それを商工業振興方針として位置づけるとともに、「①既存産業の売上アップ」、「②将来世代の経済的な豊かさに寄与する新たな産業の立地誘導」、「③優秀な労働力の持続的な確保」の3つの視点から戦略的かつ分野横断的な総合行政及び商工会等との連携によって産業振興を進めます。

数値目標

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
町内事業所数	1,007事業所	1,050事業所
町内従業者数	24,191人 (平成28年度)	26,610人

推進施策

施策1 既存産業の売上アップ

【施策の基本方針】

- 地元中小企業の売上と魅力アップのために、ビジネス相談支援や起業相談、セミナーの開催等を進めるとともに、経営改善や経営革新、新技術・新商品開発、海外進出等のための各種支援制度の活用促進を図ります。
- 既存企業が操業しやすい環境を確保することにより既存企業の定着化を図るため、事業拡大に伴う用地拡大を希望している企業に対する支援を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
小規模企業等振興 資金融資件数	14件	15件
大口町中小企業支 援事業補助金の利 用事業所数	13事業所	22事業所
就職フェアへ参加 企業数	37企業	42企業
就職フェア参加者 数	59人	130人

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
商工業振興の方針 づくり	52210	令和元年12月に制定した大口町小規模・中小企業振興基本条例に基づき開催する小規模・中小企業振興会議を通じて、商工会や町内の商工業事業者等と行政が協働して商工業の実態と問題点を調査するとともに、既存の商工業の振興策や起業支援策などの商工業振興方針を協議し、商工業の振興を図ります。
経営の改善・革新等 への支援	52221	経営基盤強化や経営革新に取り組む中小事業者に対して、商工会や金融機関と連携して国や県の支援制度及び本町の補助制度を紹介するとともに、融資に関する手続等の相談に応じます。 また、本町の企業施策等に関する最新の情報提供に努めます。
中小企業のPRと 人財確保のための 支援	52222	【再掲】

施策2 新たな企業の立地促進

【施策の基本方針】

- 開発需要圧の高い国道41号沿線や国道155号沿線などを工業ゾーンとして位置づけ、工業・流通系の土地利用への転換を検討し、本町の産業振興に寄与するような新たな企業の立地誘導を図ります。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
町外からの企業誘導(拡張)件数(累計)	1件	5件
大口町企業立地促進事業奨励金利用事業所数(累計)	23件	45件

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
適正な住宅系・工業系の形成・誘導	32222	住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち、土地所有者の合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしく地域経済の活性化に資する企業用地の確保を図る観点から、地区計画等による計画的な市街化区域拡大を検討します。 また、近年、市街化調整区域内の工場跡地の宅地分譲が行われたケースがみられたことから、工業系の土地利用を持続的に担保する観点から都市計画法第34条第12号区域指定や地区計画等の適用による土地利用の規制・誘導を優良農地の保全と集落の生活環境の維持に配慮しながら進めます。
新たな企業の誘致	52231	これまで本町の発展を支えてきた産業の持続的な発展を目指しつつ、交通の利便性が高い特徴を活かし、次世代に向けたオーダーメイド方式による企業用地の確保や、開発のための手続き支援を、居住環境、農業地域との環境に配慮しながら進めます。 また、工場等の立地に適した土地等の情報提供に努めます。

施策3 優秀な労働力の持続的な確保

【施策の基本方針】

- 将来的に不足することが懸念される優秀な労働力の確保を図ると同時に、若者間で起こっている雇用のミスマッチングの解消を図るため、「ものづくり・技」に着目した地元企業の魅力を紹介する冊子を作成します。
- そして、その冊子を中学校で行われている職場体験学習の事前研修のテキストとして活用したり、「就職フェア」等で配布したり、本町居住や本町出身の新卒予定者に配布するなど、多様な機会を通じて町内の企業のPRを進めることによって、就職期を迎えた際に地元企業が就職先の候補にあがるようにするため、地元企業に対する関心の向上に努めます。
- 女性が町内に定着していく方策の一つとして、育児が一段落した女性が身近な企業で働き、無理なく仕事と子育ての両立ができるよう、就業先を紹介する事業や、女性ならではの感性で社

会的に起業していけるようにするための起業セミナーの開催や研究会の開催について検討し、その開催に努めます。

- 兼業・副業、テレワークなど、多様な働き方をICTの活用の促進や企業等への働き方改革の普及啓発などを通じて、テレワークや兼業・副業等の働き方を柔軟に選択できる環境づくりに努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	実績 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
就職フェアへ参加企業数 【再掲】	37企業	42企業
中学生の職場体験学習の 受入れが可能な事業所の 数【再掲】	78事業所	80事業所
町内の「ファミリー・フ レンドリー企業」登録企 業数（累計）	7社 (令和2年度)	10社

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
中小企業のPRと 人財確保のための 支援	52222	【再掲】
起業家の養成・支援	52232	商工会、金融機関及び近隣市町と連携し、創業支援セミナーを開催します。 また、創業・起業の資金面への補助制度の周知や相談機関の情報提供に努めます。
男女が共に働きや すい環境づくり	42123	男女が共に仕事と生活の調和を図りながらいきいきと働くことができるように、就労における男女格差の是正や女性の就業機会拡大の支援、男女共に働きやすい職場環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの啓発などを通じて、多様な働き方を可能にする環境づくりを進めます。 また、働く男女が仕事と家事・育児・介護などを両立できるよう、育児休業・介護休業制度などの保育・介護サービスの周知を図り活用を促進します。

横断的目標：Society 5.0の推進による未来技術を活用した地域課題の改善・解決

- 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待される」としています。
- 本町においても、行政経営や行政サービス、学校教育など、様々な場面で情報化、デジタル技術の活用を進めるよう努めます。
- また、本町には製造業を中心とした多様な企業が立地しており、中には未来技術の開発に果敢に挑戦している企業もみられます。
- こうした企業と連携・協働することによって、企業が有する未来技術を本町の地域課題の解決や地域の魅力の向上に活かしていくとともに、企業の未来技術の実装の機会の提供に努めます。

【具体的な施策】

個別施策名	施策コード	内容
情報化に対応した施設・設備の充実	12132	【再掲】
行政の情報化推進	62131	行政内部の情報化を組織的に推進して、効率性や迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の継続的な整備や効果的な活用・改善を図るとともに、国・県・市町村間の情報ネットワークの拡充に努めます。